

建設事業の評価について

(意見具申)

案

平成 年 月 日

大阪府建設事業評価審議会

1 はじめに

平成 26 年度審議案件のうち、再（再々）評価案件 8 件と事前評価案件 4 件の合計 12 件の対応方針（原案）について、審議を行った。

審議にあたっては、従来どおり審議会を公開し、府民意見や意見陳述の公募を行うとともに、審議概要をホームページで公表するなど、透明性の高い審議会運営に努めた。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は、8 ページのとおりである。

3 審議結果（審議の詳細は 10 ページから 29 ページを参照）

（1）再（再々）評価

次表に記載の 8 事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、本審議会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）（中止・休止等の定義は 7 ページを参照）

事業名	府の対応方針（原案）
【道路交通安全事業】	
① 一般府道総持寺停車場線交差点改良事業	中止 （※茨木市へ事業を継承）
【砂防事業】	
② 淀川水系鬼虎川砂防事業	事業継続
③ 淀川水系山畑川砂防事業	事業継続
④ 大和川水系堂村北谷砂防事業	事業継続
⑤ 大津川水系松尾川左第 5 支川砂防事業	事業継続
⑥ 大津川水系宮川砂防事業	休止
⑦ 見出川水系見出川砂防事業	休止
【公園事業】	
⑧ 久宝寺緑地整備事業	事業継続

なお、各事業の審議における主な論点と今後の事業実施において改善・留意すべき事項は、以下のとおりである。

【道路交通安全事業】

① 一般府道総持寺停車場線交差点改良事業

国道 171 号との交差点付近の渋滞緩和を図るため、右折レーンを設置するとともに、交通安全対策として両側歩道を設置する事業であるが、府の事業としては中止し、茨木市に事業を継承したいとの提案があった。

審議では、以下のことを確認した。

茨木市に事業を継承したいとしている詳細な理由について説明を求めたところ、平成 27 年度から、茨木市が、バリアフリー化事業とあわせて、本事業で予定していた西河原交差点の右折レーンの設置と、本事業区間を含む府道総

1 持寺停車場線全線の歩道整備を行うこととしたため、府が事業主体となる交差
2 点改良事業としては中止し、同市に事業を継承したいとの説明を受けた。

3 4 【砂防事業4件（②～⑤）共通】

5 土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん
6 堤を整備する事業である。

7 ②淀川水系鬼虎川砂防事業から⑤大津川水系松尾川左第5支川砂防事業ま
8 での4事業について、いずれも継続したいとの提案があった。

9 審議では、4事業について、用地が早期に取得できる見込みであること、工
10 事についても地元地権者の了解が得られていること、事業の必要性についても
11 変化がないことについて説明を受けた。

12 13 【砂防事業4件（②～⑤）の共通事項以外の特筆すべき事項】

14 ④大和川水系堂村北谷砂防事業

15 審議では、以下のことを確認した。

16 本事業の保全対象施設であるは、~~避難所として指定されている~~市の青少年活
17 動センターは、~~市の防災計画で避難所として指定されているが、1箇所及び府~~
18 ~~道50mであるが~~、砂防えん堤を設けても、~~避難所が被害を免れない場合もあり、~~
19 ~~むしろ、~~避難所を安全な場所に別途整備した方が、被害の心配もな~~く~~い上に、
20 経費も軽減できるのではないかという点について説明を求めた。

21 これに対し、周辺~~地域~~は山間地であり、避難所の代替用地の確保が困難であ
22 ること、~~また、~~新たに用地を確保する場合は山を切り開く必要があり、新たな
23 土砂災害危険箇所が生じることから、他に避難所を設けることはできないとの
24 説明を受けた。

25 ~~さらにまた、~~本事業は、~~避難所の施設を守る他に、~~集落の住民が、日常生活
26 や災害時の避難の際に利用する府道の保全に資するものでもあり、~~るとのこと~~
27 ~~であった。さらに、~~青少年活動センターとしての施設の保全のためにも、事業
28 を進めていく必要があると考えているとの説明を受けた。

29 便益の算定に当たっては、青少年活動センターの建物自体の被害額と、国土
30 交通省の費用便益分析マニュアルで、建物1棟当たりの一律の基準として定め
31 られている3名分の人的被害~~軽減効果~~額を計上しているとの説明を受けた。し
32 かし、平常時には、平成25年度実績で約8,300人（1日当たり約23人）が、
33 この施設を利用しているため、参考として、この1日当たりの利用者数を含め
34 て便益を算出するよう求めたところ、人的被害~~軽減効果~~額は3億8,700万円と
35 なり、費用便益比は1.55となったとの説明を受けた。

36 37 【砂防事業2件（⑥～⑦）共通】

38 土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、溪流保全
39 工（護岸工）を整備する事業である。

40 ⑥大津川水系宮川砂防事業と⑦見出川水系見出川砂防事業について、いずれ
41 も休止したいとの提案があった。

42 審議では、以下のことを確認した。

1 砂防えん堤を溪流保全工に優先して整備する理由について説明を求めた。これ
2 に対し、本審議会とは別に設置されている「『今後の土砂災害対策の進め方』
3 検討委員会」（現在は「大阪府土砂災害対策審議会」）からの提言を受け、土
4 石流対策について、府は、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の
5 整備を、溪岸の浸食や浸水被害等を軽減する「溪流保全」より優先して進める
6 こととし、溪流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないという方針を決定
7 したとの説明を受けた。

8 両事業について、府の対応方針（原案）を休止としている理由と次の見直し
9 時期について説明を求めた。これに対し、両事業は、溪流保全工のみの事業で
10 あり、平成 21 年度に事業採択したものの、現時点で用地買収・工事ともに未
11 着手であることから、新規事業に準じ、「溪流保全工のみの新規事業は当面実
12 施しない」という府の方針に基づき休止したいとの説明を受けた。

13 次の見直し時期については、「大阪府都市整備中期計画（案）」の後継計画
14 策定予定時である平成 33 年度に、土石流対策の優先整備箇所^⑧の進捗状況等
15 を確認し、本事業実施の判断を行うこととするとの説明を受けた。ただし、5
16 年後の平成 31 年度には再々評価の対象となるとのことであった。

17 府が、人命や家屋の被害を直接軽減する砂防えん堤の整備を溪流保全工より
18 も優先的に進めていくこととし、溪流保全工のみの新規事業は当面実施しない
19 という方針を決定していることは認識しているものの、府民の生命・財産を保
20 護するための事業であることから、溪流保全工の事業は休止しても、今後とも、
21 府民を土砂災害から守るための様々な取組みを進められたい。

22 23 【公園事業】

24 ⑧久宝寺緑地整備事業

25 東部大阪地域の貴重な空間を緑豊かな公園として拡大することにより、環境
26 保全やレクリエーション機能の充実等を図るとともに、広域避難場所・後方支
27 援活動拠点としての防災機能の拡充を行う事業であり、事業継続したいとの提
28 案があった。

29 審議では、以下のことを確認した。

30 久宝寺緑地の防災公園として期待される役割について説明を求めたところ、
31 八尾市地域防災計画では、災害時の避難者数約 19 万人を想定する広域避難場
32 所として位置付けられており、大阪府地域防災計画では、自衛隊、消防、警察
33 など広域応援部隊の活動拠点となる後方支援活動拠点として位置付けている
34 との説明を受けた。現状においては、広域避難場所 19.3ha（避難者数約 19 万
35 人を想定）のうち整備済面積は 16.7ha で 2.6ha 不足し、後方支援活動拠点 20ha
36 のうち整備済面積は 17ha で 3ha 不足していることから、事業を継続していく
37 必要があるとのことであった。

38 また、事業全体の費用便益比は 3.41 であるが、費用・便益ともに、既に供
39 用している箇所も含めて算定していることから、今後投資する事業に対する
40 効果を把握するため、残事業に限定した費用便益比についても試算するよう求
41 めたところ、その場合でも、費用便益比は 1.03 と 1 を超えるとの説明を受け
42 た。

1 (2) 事前評価

2 次表に記載の○事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）
3 は、本審議会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

4
5 対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【道路交通安全事業】	
① 一般府道郡戸大堀線歩道整備事業	事業実施
【施設整備事業】	
② 大阪府立吹田東高等学校校舎棟改築事業	事業実施
③ 大阪府立成城高等学校校舎棟改築事業	
④ 第二方面機動警ら隊庁舎整備事業 （大阪府淀川警察署別館庁舎建替事業）	事業実施

6 なお、各事業の審議における主な論点と今後の事業実施において改善・留意
7 すべき事項は、以下のとおりである。

8
9 **【道路交通安全事業】**

10 ①一般府道郡戸大堀線歩道整備事業

11 歩行者等の安全と交通の利便性の向上を図るため、自転車歩行者道を設置す
12 るとともに車道幅員を拡幅する事業である。

13 事業延長は近鉄恵我ノ荘駅から市道東大塚美陵線までの 500m 区間、道路幅
14 員は 16m、総事業費は 15.1 億円で、平成 33 年度の完成を予定している。

15 審議では、以下のことを確認した。

16 歩道整備の対象路線が約 500km ある中で、本事業を、優先的に整備する区間
17 として選定した理由について説明を求めた。

18 これに対し、府では、交通量・歩行者等が多いなどの要件に該当する重点化
19 区間（約 150 km）の中から、交通量等の定量的評価や関連事業、地域状況等を
20 総合的に勘案し、約 50 km の優先整備区間を設定して、概ね 10 年間で整備する
21 こととしているとの説明を受けた。本事業箇所は、歩行者・自転車の交通量が多
22 いこと、関連事業として羽曳野市による駅前広場整備が予定されていること、
23 本事業完了後には同市へ道路管理を移管する予定であり、用地買収についても
24 市から協力が得られることなどから、優先整備区間として選定したとのことで
25 あった。

26 また、交通安全事業においては、費用便益分析手法は確立されていないとい
27 うことから、費用便益比は算出していないが、事業の効率性に問題がないかとい
28 う点について、類似事業との比較により説明するよう求めた。これに対し、
29 幅員など道路規格が本事業と同程度の「府道枚方茨木線」及び「府道深野南寺
30 方大阪線」と比較を行ったところ、本事業区間の自動車交通量は他の 2 路線に
31 比べて少ないものの、歩行者・自転車の交通量が多いことや、道路拡幅の事業
32 規模に対する工事費は概ね同様の水準であることから、類似事業と比べて非効
33 率な計画にはなっていないとの説明を受けた。

1 ②大阪府立吹田東高等学校校舎棟改築事業

2 昭和 49 年の建築で、築後 40 年が経過し、現行の建築基準法の耐震性能を満
3 たしていない校舎を建替える事業である。

4 建物の構造は、鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積約 10,153 m²、総
5 事業費は約 47 億円で、平成 31 年度の完成を予定している。

6 審議では、以下のことを確認した。

7 高校の再編整備が行われている中で、吹田東高校の位置づけや、建替え後の
8 将来的な利用見通しについて説明を求めた。

9 これに対し、平成 25 年 3 月に策定した「府立高等学校再編整備方針」で、
10 学校の特色、地域の特性、志願状況等を踏まえて配置のあり方を検討すること
11 としているとの説明を受けた。また、同年 11 月に策定した「大阪府立高等学
12 校・大阪市立高等学校再編整備計画」において、平成 30 年度までに府立・市
13 立合わせて 7 校程度の募集停止を行うこととしたが、吹田東高校はこの 7 校に
14 は含まれていないとのことであった。

15 同校の平成 26 年の応募倍率は、同地域である旧 1 学区の普通校の平均倍率
16 1.23 倍に対し 1.4 倍と高倍率となっていることや、同校の通学者の約 7 割を占
17 める吹田市・茨木市の人口も増加傾向であることから、当面志願者数が多い状
18 況は続くと予測されるとのことであった。

19 また、現校舎の耐震改修を行わずに、建替えにより耐震化を行う理由につい
20 て説明を求めた。

21 これに対し、現校舎は鉄骨造で梁にアスベスト含有吹付材を使用しているた
22 め、耐震改修を行う場合、広範囲に渡る吹付材の除去が必要となり、天井や壁
23 など建物の大部分を撤去する大規模な工事を伴うことや、今後、長期にわたっ
24 て使用するためには耐震改修と併せて長寿命化を施す必要があり、建替え並み
25 の費用約 44 億円がかかることから効率的ではなく、建替えが最適であるとの
26 説明を受けた。

27 また、耐震改修を行う場合、教室等の内側にも耐震ブレースを設置すること
28 などから、教室面積の減少や扉の位置の変更など工事後の学習環境の悪化につ
29 ながるおそれもあるとのことであった。

30
31
32 ③大阪府立成城高等学校校舎棟改築事業

33
34
35 ④第二方面機動警ら隊庁舎整備事業（大阪府淀川警察署別館庁舎建替事業）

36 昭和 37 年の建築で、築後 52 年が経過し、現行の建築基準法の耐震性能を満
37 たしていない淀川警察署別館庁舎について、コンクリートの強度不足により耐
38 震補強が不可能であることや、警察署員及び機動警ら隊員の増員に伴い、狭隘
39 化も著しいことから、建替えて新庁舎を整備する事業である。

40 現在、淀川警察署員の執務室は、本館庁舎と別館庁舎に分かれて配置してお
41 り、第二方面警ら機動隊員の執務室は本館庁舎に配置している。新庁舎建設後
42 は、第二方面警ら機動隊員の執務室はすべて新庁舎に配置し、淀川警察署員の
43 執務室は、本館庁舎と新庁舎に分かれて配置する計画である。

1 建物の構造は、鉄筋コンクリート造6階建て、延べ床面積約2,500㎡、総事
2 業費は約10.7億円で、平成30年度の完成を予定している。

3 審議では以下のことを確認した。

4 別館庁舎の延床面積は398㎡で、建替え後の新庁舎の延床面積は約2,500㎡
5 と大幅に増加する計画であるが、その必要性について詳細な説明を求めた。

6 これに対し、第二方面機動警ら隊は、「警察署建替え基準」に基づき定員75
7 名から算出した約1,900㎡が必要であること、淀川警察署は、同基準に基づき、
8 本館庁舎建設当時からの増員86名分から算出した約1,100㎡に別館庁舎で使
9 用している面積約300㎡を加えた約1,400㎡から、第二方面機動警ら隊が本館
10 庁舎で現在使用している面積約800平方メートルを差し引いた約600㎡が必要
11 であるため、新庁舎は合わせて約2,500㎡の延床面積が必要であるとの説明を
12 受けた。

13 また、本館庁舎の耐震化の状況等についても説明を求めた。

14 これに対し、平成11年の耐震診断時にコンクリートの設計基準強度が確保
15 されていることを確認しており、平成24年の建築基準法の法定点検時におい
16 ても補修が必要な箇所は確認されなかったことや、今後、3年に1回点検を実
17 施し、必要な箇所の補修を行っていくことで、一定期間の使用が可能である
18 との説明を受けた。

19 20 4 結び

21 今回の審議では、府の対応方針（原案）で中止とされている案件が1件あつたため、その理由を確認し審議を行った。また、休止とされている案件が2件あり、審議会としては、次回の実施判断時期及び理由を確認し審議を行った。

24 審議案件の中には、事業の性質上、費用便益分析手法が確立されていないため、費用便益比が示されないものもあつたが、このような事業についても、定性的な評価をできるだけ具体的に行うことや、類似事業と比較するなど、可能な限り、事業効果をわかりやすく示すことための取組みを求める。

28 また、費用便益分析が可能な事業でも、国が策定しているマニュアルで算出
29 方法が示されていない効果項目については、費用便益分析に反映していないと
30 いう案件があつたが、マニュアルに記載がなくても、反映することが望ましい
31 と考えられるものについては、こうした項目についても可能な限り定量的な
32 評価を行うい、費用便益分析に反映させるよう努められたい。

1 府の対応方針（原案）の定義

2

府の対応方針（原案）	定 義
事業継続	事業を継続するもの。
事業継続（一部再開）	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業継続（一部休止）」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの。
事業継続（一部休止）	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの。
事業継続（一部中止）	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの。
再 開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの。
休 止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの。
中 止	事業を中止するもの。

3

建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府又は府が設立する地方独立行政法人（以下、府等という）が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が 10 億円以上と見込まれるもの（ただし、事業内容等から代替案の検討が困難な事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画等の位置付け ・ 優先度 ・ 事業を巡る社会経済情勢 ・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・ 事業効果の定性的分析 ・ 自然環境等への影響と対策 ・ 代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費 1 億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業（ただし、(※) に該当する事業を除く）</p> <p>(1) 事業採択後又は着工準備採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</p> <p>[事業計画又は総事業費の大幅な変更]</p> <p>① 事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合</p> <p>② 総事業費が 3 割以上（総事業費が 10 億円未満の事業は 3 億円以上）増減する場合</p> <p>③ その他、事業計画を大きく変更する場合</p> <p>(4) 府等が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5 年）が経過している事業</p> <p>(※)</p> <p>1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業</p> <p>2) 評価時点における進捗率が高い事業のうち、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 工事進捗率 80% 以上(事業費ベース)の事業</p> <p>(イ) 翌年度までに完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗状況 ・ 事業を巡る社会経済情勢の変化 ・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・ 事業効果の定性的分析 ・ 自然環境等への影響と対策 など

事業別の審議概要

1. 再(再々)評価対象事業 8件

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
1	再々評価	道路交通安全	イッパンドウソウジテイシャ ジョウセンコウサテンカイヨウジ キョウ 一般府道総持寺停車場線交差点改良事業 (茨木市) 国道171号との交差点付近の渋滞緩和を図るため右折レーンを設置するとともに、交通安全対策として両側歩道を設置する	交差点改良 事業延長:90m 道路幅員:16.0m 右折レーン設置1箇所(北行き) 自転車歩行者道両側	再評価後5年経過	H14	— (未定)	2.0億円 国:1.0億円 府:1.0億円	— (—)	用地0% 工事0%	H21再評価

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段()は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

- ・本路線とJR京都線の交差部付近にJRが新駅を設置(平成30年度開業予定)する予定であり、今後、自動車、自転車、歩行者等の交通量が増加することが予測されるため、本事業の必要性は高くなる。
 - ・一方、茨木市が、JR新駅の設置に伴い「バリアフリー基本構想」を策定中であり、当該区間を含めた総持寺停車場線全線について、平成27年度から市が事業主体となって歩道整備をはじめとするバリアフリー化事業と右折レーンの設置を一体的に行うこととした。
- 以上のことから、本事業を中止とし、別途事業に継承して実施していくこととする。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・国土交通省は平成24年度に「国道171号交通対策検討会」を設置し渋滞対策の優先度を評価した結果、西河原交差点は優先度の高い箇所と評価された。しかしながら、国道171号については、現在、新名神高速道路供用や地元協力等を踏まえ高槻市域を中心に事業中であり(八丁畷交差点など)、まずは現在事業中の箇所を優先することから、当該交差点の対策については実現性を含め検討していくこととしている。
- ・一方、JR京都線の駅開業が間近に迫るなか、西河原交差点の改良にとどまらず、府道総持寺停車場線全体としての交通安全対策を実施していく必要性があることから、本事業を中止し、茨木市に事業を継承して実施していくこととする。今後、設計・用地買収・工事等を市が一体的に実施していくことから、円滑な事業進捗が見込まれる。

【視点3:コスト削減・代替案】

- ・当該箇所での渋滞解消及び歩行者等の安全を確保するためには、右折レーンを設置し、通行車両と歩行者等を物理的に分離できる歩道整備を両側に行うことが最適である。

【対応方針(原案)】⇒ 中止

- ・平成30年度に開業を予定しているJR京都線の駅設置や、それに伴う茨木市のバリアフリー基本構想の策定など、本事業地を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・平成27年度より、茨木市がバリアフリー化事業の一環として、本事業区間を含む府道総持寺停車場線全線について歩道整備(交差点改良を含む)を行うこととしたため、府が実施する交差点改良事業は中止し、同市に事業を継承する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- 前回の評価時には、地権者の協力が得られないため7年間未着工で、今回プラス5年で12年間未着工になっているが、これは解消されたが、茨木市が対応されるので中止ということか。それとも、問題は解消されていないということか。
- ⇒ 用地の協力については、まだ得られていないわけではないが、新駅の開設など地域の状況も変わったこともあり、交差点改良のみならず、本路線全線の交通安全対策としての必要性について、地権者に再度説明理解を得たいと考えている。
- 大阪府の事業としては中止するが、あとは茨木市が独自に取り組まれるということか。ただし、地権者の問題は残っているということか。
- ⇒ その通り。
- 大阪府として、地権者に説得するというのではないのか。実質的には、協力はするのかもしれないが、公式的には行わないということか。
- ⇒ その通り。
- 右折レーンの設置等を、茨木市が行うことはできるのか。
- ⇒ それは可能。
- 道路管理者は大阪府ではないのか。
- ⇒ 道路管理者は大阪府。
- なぜ、茨木市は右折レーンを設置できるのか。
- ⇒ 道路法17条4項で、都道府県の道路でも、市町村が事業を実施できることになっている。
- 管理責任は大阪府に残し、事業は茨木市が実施するということか。
- ⇒ その通り。
- では、ここで議論することは何か。茨木市で整備するなら大阪府は万々歳でいいという議論でよいのか。多分、それは無責任だと思う。今まで、地権者の合意が得られずに進まない状態が7年間も続いている。そういう状況で一旦中止という判断をされた。茨木市がバリアフリーを実施するという状況は変わっているが、実際に事業を推進していくためには何が変わっているから、茨木市に継承することが適切だと判断すればいいのか。
- ⇒ 新駅の設置に伴い、茨木市が「バリアフリー基本構想」を策定し、まっちゅりを進めていくことになっている。構想には、歩道設置や右折レーンも含まれており、市自ら、それらの事業を実施していくことになったので、継承することになった。
- 要するに、市は「バリアフリー基本構想」の中で、本事業の右折レーンの設置をほぼ確約していて、その実現の見通しがあるため、本事業を継承するというところであると思うが、「バリアフリー基本構想」の内容が、本事業と全然違うものになることはないか。
- ⇒ それはない。
- 市は非常に重要度の高い事業として実施されるので、事業の実施可能性から見て、市にお願いしても問題はないと判断したと理解してよいか。
- ⇒ その通り。
- 市は単費で実施するのか。
- ⇒ 交付金制度を用いると聞いている。
- どの交付金か。
- ⇒ 国の交付金と聞いている。
- 事業費はそれなりの担保があるということであるが、府は関与しないのか。
- ⇒ 道路の歩道整備に関する必要経費として、地方負担分の4割ほどは大阪府が負担するということになっている。
- 負担されても、それを実施した方がよいとお考えか。
- ⇒ そのとおり。
- 対応方針について、「本事業の必要性はますます高まってきている。」と記載があるが、そうであるなら中止してはいけない。そうではなく、交差点を改良する必要性が高まってきているのではないのか。事業自体は中止するので、「…変化している。」とし、「本事業の必要性はますます高まってきている。」は要らない。また、「バリアフリー基本構想」の策定の後に、もう一度、バリアフリー化と2つ同じ表現が使われているので、趣旨が明確に伝わるよう見直していただきたい。
- 事業に関しては、事実上中止なのかもしれないが、府の責任が免除されているという話にはなっておらず、関わり続けられるので、中止という言葉でいいのかと思う。
- ⇒ 事業だけを見ると、もちろん中止という判断であるが、補足説明を、少し充実していただくなり、書き直した方がよい。
- ここは直すだけでなく、判断の理由を直してもらいたい。
- ⇒ この審議会では、対応方針は「休止」「中止」「継続」の3通りとしている。「休止」は、期限を切って、その間にもう一度見直して答えを出すということ。「継続」はもちろん継続することである。このカテゴリーからは「中止」ということだと思うが、いかがか。
- ⇒ 大阪府の建設事業評価制度では、費用負担をどこがするかということより、事業主体がどこであるかということで評価を行っているので、事業主体が大阪府である事業に関しては、府が評価をすることとなっている。今までは、事業主体が大阪府であるため、府が評価をしてきた。今後は、市が実施主体となり、一部費用負担を大阪府がすることになるが、本事業としては中止となる。ただ、評価制度上は中止であるが、右折レーンの設置等の必要がなくなるわけではないので、きちんと市に承継していくことについて、記載内容を明確にさせていただく。
- 大阪府が事業主体ではなくなるため、府が実施する事業としては中止ということになるが、通常とは違うので、そこがわかるように、横にかっこを書き、「茨木市に事業移管」、あるいは「茨木市のバリアフリー事業に継承」のような説明を少し丁寧に書いていただきたい。
- ⇒ 通常の中止、要するに、用地も工事も0%であるため中止になったと思うので、前回評価時における対応がどうであったか書いていただくと、私たちが委員をしなくなった後の審議会でも、少なくともわかると思うのでお願いしたい。
- ⇒ 対応方針(原案)について「中止」と記載していたが、本事業については、府事業としては中止するが、市へ事業継承するものであることから、その点をわかりやすくするため、記載内容を修正させていただいた。修正内容は以下の通り。
『平成27年度より、茨木市がバリアフリー化事業の一環として、本事業区間を含む府道総持寺停車場線全線について歩道整備(交差点改良を含む)を行うこととしたため、府が実施する交差点改良事業は中止し、同市に事業を継承する。』
- 府道であり、府の管理責任は残るという説明だったと思うが、その点について補足しないのか。
- ⇒ 事業実施後は、管理についても市へ移管する予定。
- 移管については未決定なので、記載することは不適当ということか。
- ⇒ そのとおり。
- ◆ 本件については、対応方針(原案)どおり、「中止(茨木市へ事業を継承)」ということで了解することとした。

番号	区分	類型	事業名(所在地)・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
2	再評価	砂防	トカワスイケイトラガワサホウジギョウ 淀川水系鬼虎川砂防事業 〔東大阪市〕 土石流の発生による災害より府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高:12.5m 堤幅:59.0m	事業採択後5年間未着工	H22	H31 (H27)	4.5億円 国:2.25億円 府:2.25億円	58.91 (60.34)	用地0% 工事0%	H21事前評価
3	再々評価	砂防	トカワスイケイヤマタケガワサホウジギョウ 淀川水系山畑川砂防事業 〔八尾市〕 土石流の発生による災害より府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高:14.5m 堤長:66.1m	再々評価後5年経過	H7	H29 (H25)	4.7億円 (4.3億円) 国:2.35億円 府:2.35億円	12.55 (16.24)	用地100% (100%) 工事10% (0%)	H21再々評価
4	再評価	砂防	ヤマガワスイケイトムラキタニサホウジギョウ 大和川水系堂村北谷砂防事業 〔河内長野市〕 土石流の発生による災害より府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高:14.5m(10.0m) 堤長:53.5m(55.0m)	事業採択後5年間未着工	H22	H31 (H27)	2.6億円 (2.0億円) 国:1.3億円 府:1.3億円		用地0% 工事0%	H21事前評価
						<p>○事前評価と同様に算出した場合 ・B/C=1.02(1.33)</p> <p>○上記の便益に、平常時における青少年活動センターの利用者(平成24年の1日平均利用者数)が被災したと仮定したときの人的被害軽減効果額を便益として加算して算出した場合 ・B/C=1.55</p> <p>(※)いずれも、人的被害軽減効果額には、精神的被害等の間接被害額は含まれていない。</p>					
5	再評価	砂防	オオツカワスイケイマツオガワヒタリダイ5センサホウジギョウ 大津川水系松尾川左第5支川砂防事業 〔和泉市〕 土石流の発生による災害より府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:2基 堤高:9.5m、堤長:34.5m 堤高:7.5m、堤長:31.5m	事業採択後5年間未着工	H22	H32 (H30)	5億円 国:2.5億円 府:2.5億円	1.90 (1.99)	用地0% 工事0%	H21事前評価
6	再評価	砂防	オオツカワスイケイミヤガワサホウジギョウ 大津川水系宮川砂防事業 〔岸和田市〕 土石流の発生による災害より府民の生命・財産を保護するため、護岸工を整備する	溪流保全工 延長:400m	事業採択後5年間未着工	H21	休止 (H25)	1.5億円 国:0.75億円 府:0.75億円	— (2.39)	用地0% 工事0%	H21事前評価
7	再評価	砂防	ミデカワスイケイミデガワサホウジギョウ 見出川水系見出川砂防事業 〔熊取町〕 土石流の発生による災害より府民の生命・財産を保護するため、護岸工を整備する	溪流保全工 延長:1,200m	事業採択後5年間未着工	H21	休止 (H25)	4.8億円 国:2.4億円 府:2.4億円	— (2.01)	用地0% 工事0%	H21事前評価

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段()は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見①

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備の必要性については変化がない。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業用地の取得に際して一部隣接地権者の民々用地境界に関する主張が異なることから、用地境界の確定に日数を費やしていたが、関係者との協議が成立したため、平成26年度早期に境界確定を行い、今年度中に用地取得を行う見込みである。
- ・ 工事施工については、地元地権者の了解が得られていることから、平成31年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において土砂災害の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については平成26年度早期に取得する見込みであり、工事についても、地元地権者の了解が得られていることから、平成31年度までの完了を見込んでいる。また、事業の必要性については変化がないことから、継続する。

【事業費の変動】

- ・ 近隣で実施している砂防事業において、掘削斜面の安定対策として仮設の法面工が必要となったことから、本渓流においても同様の地盤状況と推測される。(＋0.4億円)

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・公共施設などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備の必要性については変化がない。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 既に着手している他渓流の土石流対策事業を重点的に行った結果、工事着手が4年遅れたが、今後、計画的に工事進捗を図ることが可能であるため、平成29年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において土砂災害の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 事業用地は100%取得済みであり、平成25年度から砂防えん堤工事に着手している。今後、計画的に工事進捗を図ることが可能であり、平成29年度までに完了する予定である。また、事業の必要性については変化がないことから、継続する。

【事業費の変動】

- ・ 砂防えん堤の堤高について事前評価時は10.0mと想定していたが、現地測量結果を基に施設配置検討を行った結果、計画位置が事前評価時より上流側となり、堤高が14.5m必要となった(＋0.6億円)

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する避難関連施設・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備の必要性については変化がない。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業用地の取得に際して一部隣接地権者の民々用地境界に関する主張が異なることから、用地境界の確定に日数を費やしていたが、関係者との協議が成立したため、平成26年度早期に用地取得をする見込みである。
- ・ 工事施工については、地元地権者の了解が得られていることから、平成26年度より着手し平成31年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において土砂災害の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については平成26年度早期に取得する見込みであり、工事についても、地元地権者の了解が得られていることから、平成26年度より着手し平成31年度までの完成を予定している。また、事業の必要性については変化がないことから、継続する。

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備の必要性については変化がない。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業用地の取得に際して土地所有者の確認作業を行ったところ、一部土地所有者において土地の売買・交換後に移転登記が行われていないことが判明した。その関係者においても相続が発生するなど、関係地権者の特定に時間を要していたが、関係地権者への聞き取り等が完了したため、今年度上半期までには用地境界を確定し、今年度中に用地取得を行う見込みである。
- ・ 工事施工については、関係地権者の了解が得られていることから、平成32年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において土砂災害の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については、今年度取得する見込みであり、工事についても地元の理解が得られていることから、平成32年度までの完了を見込んでいる。また、事業の必要性については変化がないことから、継続する。

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・老人福祉施設・道路などの保全対象施設を未然に土砂災害から守る手法として、渓流保全工の整備の必要性については変化がない。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言を受け、土石流対策について、府は、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を渓岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「渓流保全」より優先して進めるとし、渓流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととした。本事業については、渓流保全工のみ実施する計画となっていたが、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において土砂災害の被害を防ぐためには、渓流保全工による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 休止

- ・ 「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言を受け、土石流対策について、府は、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を渓岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「渓流保全」より優先して進めるとし、渓流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととした。本事業については、渓流保全工のみ実施する計画となっていたが、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。

なお、事業の必要性については変化がないため、大阪府都市整備中期計画(案)の後継計画策定予定時である平成33年度に土石流対策の優先整備箇所を進捗状況等を確認し、本事業実施の判断を行う。ただし、5年後の平成31年度には再々評価の対象となる。

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土砂災害から守る手法として、渓流保全工の整備の必要性については変化がない。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言を受け、土石流対策について、府は、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を渓岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「渓流保全」より優先して進めるとし、渓流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととした。本事業については、渓流保全工のみ実施する計画となっていたが、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において土砂災害の被害を防ぐためには、渓流保全工による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 休止

- ・ 「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言を受け、土石流対策について、府は、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を渓岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「渓流保全」より優先して進めるとし、渓流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととした。本事業については、渓流保全工のみ実施する計画となっていたが、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。

なお、事業の必要性については変化がないため、大阪府都市整備中期計画(案)の後継計画策定予定時である平成33年度に土石流対策の優先整備箇所を進捗状況等を確認し、本事業実施の判断を行う。ただし、5年後の平成31年度には再々評価の対象となる。

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

【砂防事業6件共通】

- 今回の対象事業に関して、今後着手する事業に適用される評価方法で評価した場合どうなるのか参考に教えていただきたい。
- ⇒ 基礎調査の結果に基づいた評価はきちんと行っていないが、元々の危険度評価として、この新しい評価に置き換えたところ、①鬼虎川はA。②山畑川はB。③堂村北谷はC。④松尾川の左第5支川は、元々評価は少し低かったが、一部土砂の崩壊が発生したところの評価ではB。⑤宮川はC。⑥見出川はCという評価になっている。
- 宮川と見出川が漂流保全工で、砂防えん堤でないのは地形的な要因か。先ほどの説明では、えん堤だけ整備するように聞こえたが。
- ⇒ まずえん堤の整備を優先するということ。
- 保全対象施設がえん堤の中でも、堂村北谷は避難所1施設・府道50mで、宮川は人家71戸となっていて、何を優先しているのかよくわからない。つまり、えん堤だから優先しているのか。
- ⇒ 土石流が発生した直後の衝撃力が大きく、家屋や他の施設に大きな被害を与えることを未然に防ぐため、砂防えん堤の整備を進めている。同じ土石流対策ではあるが、下流に安全に流下させるために漂流保全工を整備することとしている。優先的には砂防えん堤の整備を進めていきたいと考えている。
- それは先ほどの評価方法の話と関係があるか。
- ⇒ この評価自体、砂防えん堤を重視した評価になっているので、漂流保全工は少し評価しにくくなっている。
- 事業継続する4事業の評価はAとBが混在していたが、Aの評価は当面の重点箇所、Bは次期対策候補箇所だから、本来差がつくのではないのか。
- ⇒ 新規に着手する事業箇所については、この評価に基づいてAの漂流から整備を行っているが、この評価は平成24年以降の事業から対象となるので、それ以前に着手しているものについては、違う考え方で進めていたということ。
- 鬼虎川がA評価と高い評価になる具体的な理由を教えてください。
- ⇒ 災害発生危険度は3、影響度は5の評価を行っている。影響度が大きい要因は、保全人数が多いことと災害時の要援護施設(保育園)があることがあげられる。
- 山畑川も人家は多く、公民館などもあるが、要援護施設ではないから点数が低くなるのか。
- ⇒ その通り。
- 公民館は重要施設には入るのか。これは避難先ではないのか。
- ⇒ 公民館は避難所として指定されていない。
- 他の事業も素点を教えてください。
- ⇒ 山畑川は危険度が4、影響度が2、堂村北谷は危険度が3、影響度が2、松尾川左第5支川は、元々危険度1、影響度が2だったが、災害が発生したので危険度4。宮川は危険度1、影響度3。見出川は危険度1、影響度3。
- 砂防えん堤は、危険度の要素が強くなるということか。
- ⇒ 漂流保全工に危険度の評価はなかなか当てはまらない部分があり、必然的に砂防えん堤の整備を見た評価になっている。
- 重点化方針を議論する際には、漂流保全工のランク付けを別に考えて議論しないといけないのか。
- 基準を見ると、漂流保全工かえん堤の違いが見た目にはわからない。確かに、評価項目は漂流保全工を考えているわけではないように見えるが、漂流保全工でも砂防ダムでも何でも一緒ではないのか。川幅が決まれば決まるものではないのか。
- ⇒ 土石流対策という点では、えん堤も漂流保全工もどちらも同じである。先ほど地形的な要件という話があったが、土石流対策をする場合は、谷の出口周辺に家屋があるという特徴がある。そうすると、人家のすぐ近くにある発生するリスクについては重点化方針の危険度、斜面の形状であるとか水がわいているとかいうところは重要視される。また、漂流保全工の単体で計画を立てる場合は、漂流からかなり離れた所、漂流の谷出口の近くには人家がなく、少しそこから離れた所に集落がある。そこにあふれた土石流が安全に下流側に流せないと影響が出るという視点で見ると、災害発生時の影響度ということだけを指標としている。そのため、えん堤用とか漂流保全用ではなく、土石流対策という入り口が同じであるので、どちらも同じ指標を使っていることから、漂流保全工の場合は危険度の評価がおおずと最低点数0点になるので、9点未満となり、評価が1ということになっている。
- この基準に当てはめて機械的に判断をされているのか、それとも事業を全部見て、総合的に、地形、危険度、影響度などいろいろなことをトータルに考えて判断されているのか。
- ⇒ 土砂災害防止法では区域指定を行うことになっており、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の2種類ある。特別警戒区域は、土砂災害が発生した際に家屋にある程度の損傷が生じて、人命に危害を与える危険性が高い区域で、その区域のある範囲が、土石流が発生して谷の出口直近にある家が被災する可能性が非常に高いので、人命を守るためにえん堤の整備を最優先で進めていくことを考えている。
- 結論がこうだといっているが、なぜそうなのか説明してほしい。漂流保全工のプライオリティーが低い理由について説明がなされていない。土砂災害対策の進め方のランク付けと、漂流保全工のプライオリティーが低くなることは関連しているか。
- ⇒ 関連している。
- 漂流保全工の災害発生危険度について、評価した結果低くなったのであれば理解できるが、0点であると低くなっているのではなく、低いということにしてしまったことによる。危険度が低いなら、そもそも事業自体実施しなかったのではないのか。漂流保全工がこの基準に適用しないのであれば、点数が低いから実施しないという理屈にはならない。
- 漂流保全工の危険度の評価に、この基準を用いることは意味があるか。仮に意味がないなら、最初から使ってはいけない。そもそも、共通の評価の土台には使えないということの意味していることになる。仮に意味がある場合は、評価した点数により議論ができる。
- ⇒ この基準を用いて評価するのは、そもそも新しい事業の考え方である。継続していた漂流保全工に対してこの評価をするのは違う。
- では、土石流の発生危険度は、この基準だけでは説明できないということか。漂流保全工が必要となるような箇所の危険度は、このようなものでは説明できないと思う。
- ⇒ 漂流保全工の評価はこれではできない。
- これに何かのものが加えられる必要があるのではないのか。
- 土砂量や、堤内地と堤外地との高さのあるなしなど、そのような評価が必要になる。
- つまり、「今後の土砂対策の進め方」検討委員会自身が、漂流保全工が有効ではないことを前提に進めていたということか。
- ⇒ 当面、実施するものではないと判断している。
- そうすると、漂流保全工にはこの基準は使えないということになる。
- この基準は基本的に新規事業に使うものであり、継続・再評価をする際の根拠にはならないのか。
- ⇒ その通り。
- そうすると「検討委員会の提言に基づき対策実施箇所のさらなる重点化を行った結果、当面の対策を見送る箇所となったため、事業を休止する」というのは、この説明では不足ではないのか。
- ⇒ 2年前に砂防えん堤の事業で、「休止」とした案件があり、それと同様の記載をしている。今回の漂流保全工について、これに照らし合わせた表現としては矛盾している。
- その説明を可能な限りしていただく必要があると思う。
- 堂村北谷砂防事業の今回の費用対効果が1.02、前回は1.33であるが、今回休止とする宮川砂防事業(前回のB/C=2.39)、見出川砂防事業(前回のB/C=2.01)に優先するとして判断について、進捗率は3事業とも0%であるということと踏まえ、その理由を説明してほしい。
- ⇒ 土石流対策として、砂防えん堤と漂流保全工の対策方法の考え方について、追加の補足説明をさせていただく。
砂防えん堤は、発生した土石流を直接補足して、直下流にある人家、人命に損傷を与える範囲の被害を防止するものである。発生した直後の土石流は、非常にエネルギーが大きく、家を押しつぶし、直接人命にも損傷を与える可能性が非常に高いものに対して、その被害を防止する。また、水や土砂を下流に流す役割も担っている。
漂流保全工については、流れてきた水により、護岸が削られることを防止して下流への土砂の流出を防いだり、川からあふれる土砂で家が浸水すると人命に影響が出る可能性もあることから、そのような被害を防いだりする役割を担っている。直接人命に影響を与えるリスクの高いものは、土石流発生直下にあたる部分になると考えている。漂流保全工の整備は、基本的には土石流の上流に砂防えん堤の整備がある程度出来上がってきた段階で、その進捗に合わせて整備を実施することにより効果が発現されるものである。
砂防えん堤は、土石流発生直下の家屋が保全対象となるが、漂流保全工は、一端あふれると、市街地に浸入することもあるので、浸水被害の面積が広くなり、保全対象家屋も多くなる。これが、漂流保全工の方が、結果的に便益が高くなる要因となっている。
次に、新たに土石流対策事業を進めるときの考え方について説明する。これまでは現地の状況や地元の要望などを受け、整備状況を踏まえて、事業の採択要件に合致する場所の砂防えん堤や漂流保全工の整備を行ってきた。平成24年度以降については、「今後の土砂災害対策を検討する委員会」において、災害が発生したときの危険度と影響度の評価を行い、評価の高いところから優先的に整備を進めていくべきという提言を受け、人命や家屋の被害を直接軽減する砂防えん堤の整備を漂流保全工よりも優先的に進めていくとしている。その際、漂流保全工のみの新規事業は当面実施しないという方針を打ち出した。ただし、砂防えん堤と漂流保全工と一緒に実施することで、より効果が上がるとのことであれば、併せて実施することはあると思う。継続事業の考え方については、基本的には保全する対象施設がなくなる等状況に変化がない限り全て完成を目指すこととし、土石流対策として砂防えん堤および漂流保全工を進めてきたところである。
継続中の事業の継続・休止に係る判断であるが、砂防えん堤については、原則これまで同様、整備を進めていくことにしている。ただし、事業採択要件に適用されなくなった場合や、平成24年度の事例にもあったが、どうしても地権者の特定ができない場合において、事業を休止する判断もあると考えている。
一方、漂流保全工については、現地の進捗率を鑑みて、その判断をすることとしている。現在、漂流保全工の事業は、宮川、見出川を含めて府下8箇所ある。大阪府が実施する現地着手済みの事業は5箇所であるが、括弧書きの1箇所については、平成24年度に審議した彩都に関連する漂流保全工であり、事業主体は大阪府であるが、実際はURから事業費を負担していただき、住宅開発と併せて進める砂防事業のため区分している。これらの全6箇所の漂流保全工については、すべて用地を取得して工事を進めている。
このような現地着手済みの事業については、継続して整備を進めることとし、宮川と見出川のように現地未着手の事業については、平成24年度以降の新規事業に準じて、漂流保全工のみの事業であることから当面実施しないこととした。これは、土石流発生直下の人家を保全する等危険度の高い事業を優先して整備を進めるという考え方に基づくものである。

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

【大津川水系宮川砂防事業・見出川水系見出川砂防事業】

- ⇒ 宮川砂防事業は約400mの漂流保全工を実施する事業であるが、土石流が発生し危険の高い所から少し距離があり、土石流の直撃による人命・家屋の損傷リスクは、少し低いと考えている。ただ、一端流れてきた土石流が氾濫すると、流域内の人命・家屋等に影響を与えることもあるため当面休止と考えているが、今後、上流の砂防えん堤の整備と併せた施設の整備が必要であると考えている。
- 見出川の漂流保全工についても、土石流の発生のおそれがある所から少し距離があることから、土石流の直撃による人命・家屋の損傷リスクは低いと思う。ただし、宮川と同様、一端、氾濫すると人命・家屋等への影響があるので、今後、上流の砂防えん堤の整備と併せた施設の整備が必要であると考えている。
- 今の説明を踏まえて、評価調書の修正を行った。「事業の進捗の見込みの視点における判定(案)」の修正については、以下の通り。
- 『土石流対策については、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を沿岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「漂流保全」より優先して進めることとし、漂流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととしている。
- 本事業については、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。』
- 同じように、対応方針(原案)については、以下の通り。
- 『土石流対策については、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を沿岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「漂流保全」より優先して進めることとし、漂流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととしている。
- 本事業については、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。
- なお、事業の必要性については変化がないため、今後、府における土石流対策の整備状況を考慮し、今後の大阪府都市整備中期計画策定時点等において本事業実施の判断を行う。』
- 現状で漂流保全工という計画があるが休止するという事はわかったが、えん堤未整備と記載があるが、計画自身は存在しているのか。
- ⇒ 全ての土石流危険漂流に砂防えん堤の整備を計画している。ただ、前回、指標をお示ししたとおり、評価の高いものから順番に整備していくため、周りに人家が少ししかないところが認められるので、優先順位としてはそれほど高くないと考えている。
- 今回のルールによると、そこができない限り漂流保全工はできないということか。
- ⇒ えん堤ができないか、または、上流のえん堤の整備と合わせて、下流の漂流保全工も進めていく計画に変える必要があると思う。
- 漂流保全工のB/Cは、もともと算出したときは、えん堤を未整備で漂流保全工だけ造っても2.39や2.01という数値が得られていたということか。
- ⇒ 評価手法として妥当であったかどうかという議論はあると思う。マニュアルに沿って算定すれば、そのような数値が出たということであるので、事業着手の段階で、どのような評価をすべきなのか、今後考えていく必要があると思う。
- ◆ 話は分かったが、なぜ、そのようになるのかということについては非常に疑問に思った。
- ◆ ここでは、大阪府の方針を明快にさせていただくことにより、漂流保全工を実施しないということが分かった。もちろん他にも優先すべき事業がいろいろあるが、その中でプライオリティを付けられたのだと思う。
- 「事業の進捗の見込みの視点における判定」について、前回は「今後の土砂災害対策の進め方検討委員会」の提言に基づきと一行入っているが、今回は入っていない。これは入れられないのか、それとも入れても大丈夫なのか。
- ⇒ 入れることは特に問題ないと思う。ただ、その提言をいただいたものを踏まえて、今回、大阪府で方針を示したという形で記載しているの、その後の補足はできると思う。
- そのようにしていただければかえって分かりやすいと思うが、これだと誰が何をどのように判断したのか分からない。
- 長くなるが、「現地未着手」を削除して、「今後の土砂災害対策の進め方検討委員会」の提言に基づき、大阪府は何々について何々という方針を定めたのなら定めたこと書いていただく。さらに、本事業については用地境界が未確定であり、現地未着手であることから新規事業に準ずるものと判断し、事業を休止することとしたというような文章にされたい。基本的には大阪府が決めた方針だと分かるようにしていただければいいと思う。
- ⇒ 承知した。
- 「対応方針(原案)」の判断の理由で、「なお…」以下が分かりにくい。休止の場合は、確か何か再検討するタイミングを明示するというものではなかったか。
- ⇒ その通り。
- 見直しをするタイミングは、これも大阪府中期計画策定時点等と書いてあることで、明示されていると理解していいのか。何かこれがはつきりした時点でないような気がしたが、これでいいのか。
- ⇒ 次の中期計画の見直し作業等において、事業予算の配分状況等を踏まえて、優先順位の高いところから順番に何箇所程度という数字は出していけると思うが、その優先順位の高いものが、すべて整備が終わっていけば、必然的に次の優先順位のものが増えてくるので、そのような時期に判断したいと思う。
- 次の中期計画は決まっているのではないのか。
- ⇒ 今、その作業を進めているところである。
- 何年に一度行うのか決まっていらないのか。
- ⇒ 5年に一度。
- では、何々を目途とする時期と書けばいいのではないのか。次の中期計画は何年か。
- ⇒ 平成27年度である。
- 少し時期が早過ぎる。その次の中期計画になるか。
- ⇒ 現在、中期計画の見直しの作業の最中で、どのような扱いにするのか、まだ検討中の状態であるので、今のところ明確に書きづらい。
- いつ頃を目途とするということも書きづらいのか。ではここは次期と書くのか。今後と書くのと一目なのか三目なのか分からない。
- ⇒ 上流に人家がなく、えん堤整備と漂流保全工をセットで整備するのであれば、次の時期とかその次の時期の中期計画には入ってこない状況であると思う。
- ⇒ 他の事業もそうだが、次の見直しをいつにするか明示すべきということだけで、そこで必ず実施か中止かの判断をするわけではなく、もう一度、休止の判断をするということも当然あり得る。
- その通り。だからそうでなければ中止していただきたいということ。要するに、事業の必要性がなくなったので一度中止にして、もう一度、一からつくればいいのではないのか。どうしても休止とされるのであれば、状況がどのようになったのか、この審議会に簡単な説明でもいいので、例えば、「まだなかなか好転しないからこのまま進めることはできないため休止継続である」と説明していただきたい。休止とするからには、事業は残っているの、同じことが続くことになる。
- ⇒ 評価調書「事業の進捗の見込みの視点における判定(案)」の修正案について説明する。
- 『「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言を受け、土石流対策について、府は、人命や家屋の被害を直接軽減する「砂防えん堤」の整備を沿岸の浸食や家屋の浸水被害等を軽減する「漂流保全」より優先して進めることとし、漂流保全工のみの新規事業は当面の間実施しないこととした。本事業については、漂流保全工のみ実施する計画となっていたが、用地境界が未確定であり、現地未着手であることから、新規事業に準ずることとし事業を休止する。』
- 対応方針(原案)については、先ほどの修正に加え、以下を追加している。
- 『なお、事業の必要性については変化がないため、「大阪府都市整備中期計画(案)」の後継計画策定予定時である平成33年度に土石流対策の優先整備箇所の進捗状況等を確認し、本事業実施の判断を行う。ただし、5年後の平成31年度には再々評価の対象となる。』
- 対応方針(原案)に、「平成31年度に再々評価の対象となる。」とあるが、「平成33年度に土石流対策の優先整備箇所の進捗状況等を確認し、本事業実施の判断を行う。」と、どのように関係するのか。
- ⇒ 平成31年度に建設事業評価審議会に対応方針(原案)をおそらく休止としてご審議いただくが、平成33年度に中期計画の見直しがあるので、その際に検討するという説明をする。
- 府は、砂防えん堤の整備を漂流保全より優先するとのことだが、国土交通省がこのような方針を立てているのか、それとも府の判断か。また、他の自治体でも同様か。
- ⇒ 大阪府の砂防事業の考え方として決めたものである。検討委員会での提言として、優先すべきとまではいかないが、土石流対策の進め方として、砂防えん堤を前提とした評価の提言を受けている。府としては、漂流保全のみの事業は評価が低いと判断している。
- 他府県の場合は把握していないが、どの県も土石流対策として砂防えん堤を重視していることは間違いない。
- ◆ マニュアルに則ると、漂流保全工だけでは結構な便益が出て、それだけを見るとゴーサインが出てしまうので、今回このように方針を決めたということなので、首尾一貫して今後も守ってほしい。将来的に、漂流保全工だけでも実施することになるのであれば、相当慎重に判断してほしい。
- ◆ 河川の場合、被害対象物がどこにあるのかというデータをきっちり取ると、より被害が小さくなるはずである。マニュアル上の簡易な方法では、そこまで絶対水が来るはずがないと思う所でも被害を受けるような計算になる場合がある。今回の場合も、そのような所に当たっていいので、本来は精緻に評価することが必要だと思う。
- ◆ もし被害が起こると大変なことになる、事業の必要性について変化がないということなので、今後も慎重に検討してもらった方がいいのではないと思う。府民の方の命の問題であり、大きい被害が出る可能性がないわけではない。
- ◆ その通りである。では、宮川砂防事業・見出川砂防事業についての府の対応方針(原案)を「休止」とすることは妥当としたい。継続して見直し、次は平成31年に議論したい。

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

【大和川水系堂村北谷砂防事業】

- 保全対象施設1箇所だけが指定避難所になっているため、事業を実施しなくてはならないということなのか。
- ⇒ 孤立している避難所を保全するための施設整備は、国の採択要件として認められているため、実施している。
- 2.6億円かけて砂防ダムを造ったとして、これでこの安全は100%確保できるのか。このような所に避難所を指定するくらいであれば、避難所として指定する場所をもう少し安全な所に変えるという選択肢はないのか。
- ⇒ 避難所の指定は、市で地域防災計画を策定しているが、河内長野市の南地域については、相当離れている集落が二つ三つくらいあり、その集落が唯一避難所として寄れる直近の避難所ということになっているので、それを保全する必要があると思う。
- 避難所に指定されたのはいつなのか。避難場所の変更も含めて再検討すべきなのではないか。1施設の保全のために、他の砂防事業に優先して2.6億円を費やすので、避難所指定から時間が経過している場合は、特に十分な議論が必要と考える。
- 砂防ダムを設けても、土石流などで避難所が被害を免れない場合もある。むしろ、避難所を別途造れば、その心配もない上に、経費も軽減できるのではないか。
- ⇒ 青少年活動センターの開設時期は昭和51年で、平常時の利用については、平成25年度の実績として8,300名の方が利用されていて、稼働日数は約100日となっている。
- 避難所としての位置付けであるが、同センターの避難所としての収容可能人数は322人で、周辺地域の避難所として開設時より指定されている。また、周辺地域がすべて土砂災害の危険箇所となっているため、適切な候補地がないのが実情。平成26年度の地域防災計画の改定においても、代替施設の選定が不可能であるため、そのまま避難所として指定している。
- 避難所を他に設けられない理由としては、まわりが山間地であり、その代替用地の確保が難しいということ。用地を確保する場合は平場を造る必要があるが、その場合に山を切る必要があるのも、新たな土砂災害危険箇所が生じることになると思う。
- 周辺の航空写真をご覧いただくと、「青少年活動センター」の位置が右の下の赤い丸印で、「集落」がこの避難所を利用される集落の位置になる。
- 本事業は、避難所の施設を守る他に、集落にお住いの方が避難路や日常生活に利用される道路である主要地方道堺かつらぎ線の保全に資するものであり、避難所のみならず青少年活動センターとしての施設の保全も踏まえて、土石流対策を進めていく必要があると考えている。
- 道路は滝畑ダムの周りを巡っており、全ての集落の方がセンターに逃げてもらえるという計画になっているということか。
- ⇒ 計画では、もう少し下流域からも来られるようになっており、この写真上で分かるだけでもこれだけ多くの集落の方が、唯一の避難所として集まってこられる。
- ◆ 一概に避難所といっても、一時避難場所、一次避難所、二次避難所など色々なものがあり、命を守るために一時的にどこかに身を寄せるということもあるが、もう一つは、そこに入らば復旧を待つという避難所もある。そのような観点でいえば、多分後者の性格が強いと思うが、そのような背景をご理解いただければいいと思う。
- 避難場所がこまかいということであるが、この辺りの子供はこの小学校に通うのか。
- ⇒ 以前はこの青少年活動センターが、この地域の小学校であったが、小学校の統廃合に伴い、下流側のここから少し離れたところに通学されている。
- そこを指定するのは、宿泊施設があるかないか、そのようなことで変わってくるのか。
- ⇒ その小学校もすでに指定避難所になっていて、その面積だけではこの地域の避難される方を収容するスペースが足りないということで、こちらの青少年活動センターも避難所に指定されている。
- 理解した。
- 避難所の指定については、本審議会での検討領域を越えていると思うので、避難所指定の関する議論の結果を待って、本審議会でも再検討することは出来ないか。
- ◆ 砂防えん堤を整備するかどうかという議論と、避難所として指定されていることがいいのかどうかという議論とは、別の話だと思う。「避難所は違う所を指定した方がよい」という意見を出すことはできると思うが、この審議会の権限を超えていると思う。
- 砂防えん堤を上流側に変更され、その理由が既設水路への接続ということであるが、水路を見直すことはできないのか。下にえん堤を設けたほうが安全のように見える。
- ⇒ 本来、下流側にずらした方が高さを抑えられる。ただ、今回の場合、避難所となっている所が平常時は青少年活動センター、野外活動センターとして、宿泊を含めた土地利用をしており、すぐ近くにキャンプの建物施設もあり、その辺りの領域である排水路、関係する土木施設が既に整備済みである。それを含めて、位置を大幅に変える必要があったため、やむを得ず今回は配置計画を山側にずらすこととした。
- 安全性との兼ね合いもあるが、どちらが、コストが安価になるのか。
- ⇒ 下流側であると、鉄筋造りの2階建ての建物があるため、費用面では同等あるいは高い。また、例えば一旦建替える、移設すると利用規制が生じ、春先から秋頃までの利用があるので、移設は困難である。そのまま強引に結びつけると、土石流の後の土砂流が流れた時に、その施設に与える影響があり、排水の取り付けは非常に慎重にしたいので、やむを得ず配置を山側にずらした。
- 全般を通じて、これらの水系では土砂災害防止法上どういう指定をされているか。
- ⇒ 下流河川に与える影響として、土砂が多量に流出する場合は面的に指定するが、主に北摂あるいは生駒筋が多く、南河内地区ではあまり面の指定はない。法的根拠ではないが、土石流が発生しやすいかどうかという谷筋と、そこが発生した時の被害を、人家等がある場合は土石流危険渓流と位置づけているが、この辺りの集落はほとんどが土石流危険渓流に位置づけられている。
- 土石流危険渓流に指定しているが、土砂災害防止法の観点では、特別警戒区域などの指定はないのか。
- ⇒ 土石流危険渓流の調査が始まったのは昭和40年代後半からで、土砂災害防止法は11年の災害を受けて13年に施行されたものであり、若干基準は違うものの、土石流が発生しやすいという谷筋は一緒であるので、あとは指定作業ができていないかできていないところがあるが、任意の土石流危険渓流の調査も土砂災害防止法に基づいた調査なので、ほぼ一緒にあると思う。
- これは土砂災害危険渓流には指定していたのではないのか。
- ⇒ 元々青少年活動センターになる前は学校として使っていた。避難所を設ける時には公共的な施設の有無、収容面積などから勘案して計画を立てるので、整備前に把握していたかはわからない。
- 用地取得率ゼロ、工事進捗率ゼロという状況であるが、地権者の特定はできている。これまで、用地境界が確定できていなかったため、進められなかったが、境界が確定できたことから進められるようになったということか。
- ⇒ 作業に少し時間がかかっていたが、先般ようやく境界の確定が終わって、価格の提示ができる状態になった。
- つまり、用地境界の確定まではクリアして、休止となることはないということか。
- ⇒ その通り。
- ◆ 用地取得率ゼロ、工事進捗率ゼロだから、休止になるわけではなく、大阪府の方針としては継続するということである。その上でこれ自身が妥当かどうか判断したい。
- 避難所に指定されているのは、砂防えん堤直下の建物で、被害を受けるのはその建物だけか。
- ⇒ その建物を中心に影響を受けると考えている。
- その建物の施設の用途は何か。
- ⇒ 平常時は食堂棟として使用しており、災害時は避難スペースになる。
- ◆ 収容できることを考えると、そこで煮炊きができるところがあるということは非常に強みであり大事にしなければいけない。また、水を確保しておくことも大事だと思う。
- 平常時に、仮にプールや食堂などの利用者がいるときに土石流が発生すると大変であるが、今は使われているのか。
- ⇒ 使用している。
- 仮にそのような利用者の方がおられたときの人的被害額は便益の中にどのように入っているか。
- ⇒ 平常時利用の人数はカウントしていない。
- 従って、平常時に青少年活動活動センターを使われている方は年間9,000人で、いつもおられるとは限らないが、その時点で災害が起きると困ったことになる。それはカウントされていないということであるが、カウントできるのか。
- ⇒ それも妥当かどうかは別であるが、例えば一日の最大利用人数何名という方を統計上調べて、その方々の逸失利益という形で計上することは可能である。
- それで発生確率を掛ければ、その人が生きるかもしれない潜在日数とかを出してみることではできそうか。イメージとしてどれぐらいになるのか分らないか。
- ⇒ それならばお示しできると思う。例えば、人的被害額がこれぐらいになるという形でお示しできると思う。
- 避難所が被災するときはどのような想定なのか。そこに集まっているたくさんの方が亡くなるという計算なのか。
- ⇒ あくまでこの建物自身の被害として、公共土木施設被害額をカウントしている部分と建物一棟あたり3名の方がおられる前提で、人的被害額を算出することになっている。
- 仮に、年間に10日で300人ぐらい使っているとすれば、1日当たり30人分として、人的被害だけで今の10倍ぐらいの数字が出るということか。
- ⇒ 利用者がおそらく小、中学生とかが林間学校に来られると思うので、その単位がどれぐらいになるのか分からない。
- できれば参考値として付けていただければ、妥当性があるという言い方もできるかもしれないが、いかがか。
- 参考値はあるほうの方がいいと思う。また、最大より平均で計算した方が、去年1年間の最大の利用者数よりも、平均値を用いた方がよい。
- この平常時の利用者が8,300名と決して多い数ではないと思うが、小学生などが林間学校で使うことが主な用途と伺えたが、そのような理解でよいか。
- ⇒ 夏場の利用者がかなり多くなると思う。
- 夏場に小学生が100名、200名程度来て何日か泊まるということとを合わせると8,300名になるということか。
- ⇒ その通り。
- そうすると、小さい子どもが利用する施設ということを基本に考えるということになるのか。
- ◆ だからそこを計るべき便益の対象がおかしいのではないかと。今の便益の評価マニュアルにあるかどうか別だが、そのような計るべき対象のものが計れていないと、それ以外のものだけというならば、他に違う方法があるのではないかとということになる。実際は、たぶん計られるべきものを計られれば、皆納得できるのではないかと。

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- 災害時の避難所となる青少年活動センターの平常時の利用人数を考慮した場合の便益について、検討いただきたい。
- ⇒ 避難所となる青少年活動センターは、平成25年度実績で約8,300名の利用があり、1日当たり23名の方が被災する可能性がある想定し、平常時の利用を人的被害額として考慮した場合の効果を検証した。
- 主な利用者は小・中学生であり、17歳以下の被害額の原単位は、1人当たり1,380万円と定められている。この額に人数を乗じ、3億1,700万円を人的被害額とし、避難所・道路のみの被害額と合計すると、被害額は3億8,700万円となり、B/Cは1.55となる。
- 平常時利用の人的被害額が、避難所・道路のみに比べて約4倍と大きいのが、どのように算出したのか。
- ⇒ マニュアル上のB/Cの算出に当たっては、1つの建物当たり3人計上することになっていて、その3人の被害額は7,000万円となる。平常時利用については、さらに23人の被害額3億1,700万円を上乗せした。
- 1つの建物当たり3人というのはマニュアルで決まっているのか。
- ⇒ 算定する時は、係数がかかるので、その3人全てが亡くなるという計算にはなっていない。
- 地区を指定することによって、ここに避難する人が何人いるか想定できると思う。
- ⇒ 避難所の数・規模に合わせて、避難所に収容される方の人数を計算するような評価は行っていない。つまり、避難されている人の生命・財産を保護するという観点で評価していない。
- 避難所という項目が、被害対象物としてマニュアル上に存在しているか。ここで適用されているのは、何の原単位か。
- ⇒ 公民館、学校はあるが、避難所という項目はない。原単位は公民館を用いている。
- 平常時の「公民館」と同じ扱いなので、3人になっているのではないのか。3人のうち何人が亡くなるという計算になっているかわからないとのことだったが、どのくらいの比率がかかるイメージか。
- ⇒ 正確な数字ではないが、10戸の家屋で死者が4人から5人だったと思う。
- 土石流は普通の水害等に比べると死亡率は高くなり、避難所として使うのであれば3人は少ないと思う。ただ、平常時利用の平均利用人数は、利用しない日も含めて23人であるため、実際は日によって多数の人がいるかもしれない。3人に対しての被害率と23人に対しての被害率は同じものと理解してよいか。
- ⇒ 今回のケースは、その比率を問わず、23人の方全てが被害に遭われたと仮定している。
- こちらは、大き目に評価しているかもしれない。
- ⇒ 次に、17歳以下の被害額原単位(逸失利益)が1,380万円であることについて、説明をお願いしたい。
- ⇒ その方が生涯に稼げるお金の総額と定義されている。
- 稼いだお金から、その人が残りの人生に使うお金を差し引いて、その人が生きていたら社会がどれだけ得をするか。ここでの逸失利益とは、社会の逸失利益である。これは、日本の標準的な人的被害の計算方法だったが、現在は、個人の逸失利益を重視するようになっている。ただ、前との整合性を取るために、これを残した上で精神的被害という書き方になっている。今は国土交通省の他のマニュアルでは、精神的被害額はどれくらいになっているか。
- ⇒ 2億4,000万円程度である。
- 今後は20倍ほど多い単価が使われることになると思うが、ここに関しては、前回まで使われている単価の考え方を、そのまま踏襲する。追加的に計算してもらったところは、被災する人数については倍ぐらいになっている可能性があるが、被害原単位は10分の1以下になる可能性もあるので、B/Cはこれよりも上振れする可能性がある。
- ⇒ また、ここを避難所にしないでいいのではないかという議論があったが、避難所にしなくても平常時に利用する人がいるので、公共土木施設の便益としてカウントされているということである。
- B/C=1.02の便益を構成するほとんどが、人的被害によるものではなく、公共土木施設であるので、建物を撤去しない限り被害は発生することになる。
- 元々小学校として利用していたとのことなので、施設が古いのであれば、根本的に直さないといけない時期には、撤去を含めて考えないといけない可能性が出てくるのではないのか。
- ⇒ 平成2年に青少年活動センターとして改築している。主観的になるが、きれいで新しいものであり、撤去は相当先である。
- 見た目は美しいかもしれないが、青少年活動センター自体は昭和51年開設と書いてあるので、平成2年に躯体から改築したのか、部屋割りだけを宿泊施設として改築したかによって、違いがあるかと思う。
- ⇒ 教室の壁を取り払っただけではなく、構造自体から新しくしている。
- 青少年活動センターの平常時の利用人数を人的被害額として考慮した場合の便益についても、評価調書に記載いただきたい。
- ⇒ 「事業の必要性に関する視点」の修正として、保全対象施設となっている青少年活動センターを避難所として算定した場合と、それに加え、青少年活動の野外活動の場として利用する場合の被害額を算定した場合に、どの程度の便益が生じるかについて、次のとおり数値を記載した。
- 分析結果は、「事前評価と同様に算出した場合」B/C=1.02、B=2.40、C=2.36。参考として、「上記の便益に、平常時における青少年活動センターの利用者(平成24年の1日平均利用者数)が被災したと仮定したときの人的被害軽減効果額を便益として加算して算出した場合」B/C=1.55、B=3.65、C=2.36。いずれも、人身被害(精神的被害)等の間接被害額は含まれていない。
- 生命の価値の主要部分を精神的被害と呼んでおり、人が亡くなった場合に、その人や家族が感じるであろう痛みのことなので、直接被害か間接被害であるかは非常に難しい。被害額だけにおいた方がよいと思うが、マニュアルに間接被害と書いてあるのか。
- ⇒ 便益の計上項目として、間接被害抑止効果の中に精神的被害抑止効果が含まれているので、マニュアル上の記載としては間接被害である。
- 分析結果の参考として、「人的被害軽減効果額を便益として加算」、「人身被害(精神的被害)等の間接被害額は含まれていない」とあるが、「人的被害」と「人身被害」の違いに意味はあるか。
- ⇒ 人的被害軽減効果額の内訳として、マニュアルには、直接被害抑止効果は、人身被害(逸失利益)、間接被害抑止効果は人身被害(医療費)と精神的被害と記載されている。
- では、「人的被害軽減効果額には、精神的被害等の間接被害額は含まれていない。」と修正してほしい。
- ⇒ (評価調書に修正内容を記載)

番号	区分	類型	事業名(所在地)・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
8	再評価	公園	キョウホウシヨクセイセシキョウ 久宝寺緑地整備事業 (八尾市) 東部大阪地域の貴重な空間を緑豊かな公園として拡大することにより、環境保全やレクリエーション機能の充実等を図るとともに、広域避難場所・後方支援活動拠点としての防災機能の拡充を行う。	都市計画決定面積:48.1ha 開設面積38.4ha(H26.3末) 主要施設: 風の広場、花の広場、もくもく元気広場、まいまい広場、シャクヤク園、野球場、テニスコート、プール、陸上競技場、軟式野球場、展望広場、健康広場、エントランス等	事業採択後10年間継続中	H17	H36(H31) [参考]事業認可区域H28	214.8億円 国:61.75億円 府:153.13億円	全体3.41(2.24) [参考]残事業1.03	用地66%(37%) 工事75%(75%) [参考]事業認可区域用地67% 工事0%	H16事前評価 本事業の整備にあたっては、歴史的町並みが保全されている久宝寺寺内町など周辺環境との連携や整合性に十分配慮した施設内容となるよう求める。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見②

- 【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)
- 今回の費用便益比は、未開設の9.7haに対してのものか。
⇒ 公園の費用便益比については、最終的に全域が開園していることを前提に計算することになっている。
 - マニュアルに記載があるのか。
⇒ マニュアルで全域を対象にすることになっている。
 - ゼロからつくるのであればよいが、追加で整備する際に、既存施設の便益は既に発生しているのに、それをプラスで考えるという理解できない。
⇒ マニュアルではすべてプラスすることになっている。府営公園は大きいため、全体の計画の中で施設を順次配置していく。大きな便益が発生しやすい施設と便益が発生しにくい施設があり、それらを合わせて1つの公園をつくっていくものである。
 - 他に価値があるから整備するとすべきである。このやり方だと、0.1haずつ足していくと、どんなところで絶対に全部できてしまう。コストは、全体のコストではなく、追加整備のコストか。
⇒ 過年度のものも全て含めたコストである。
 - この事業は再評価で審議しているのに、今回、追加整備する部分だけでなくてよい。全体の事業の中で、費用と便益にどれだけの変化があったかということ、その要因についての説明があった。ほとんど完成していたり、既に使われているところは、効果がないからやめるというわけにはいかないはず。ここでのポイントは、これから追加投資をしていく時に、それが実際に意味を持つかということであるので、残事業のB/Cについて、追加の説明をお願いしたい。
 - ⇒ 残事業B/Cは、残事業の投資効率の評価で、事業を継続した場合と中止した場合の比較を行うことになっている。継続した場合の便益は5項目、中止した場合の便益は4項目からなり、継続した場合から中止した場合の便益を引くことにより残事業の便益を求める。残事業の費用についても同様に、継続した場合から中止した場合の費用を引くことにより求める。これにより、重複する項目は相殺されることになる。
本事業では、継続した場合の便益は3項目あり、「継続した場合の追加便益」(現在の面積から追加で開設されることにより発生する便益)は約42.09億円、「既投資の残存価値」(開設区域と未供用で買収済みの用地の残存価値)は約13.74億円、「再評価時以降の投資の残存価値」(今後取得予定の用地のプロジェクティブ後の残存価値)は約7.23億円を計上している。
中止の場合の便益は2項目あり、「中止した場合に売却可能な資産価値」(未供用で買収済みの用地の残存価値)約3.92億円と「既投資の残存価値」(開設区域の用地の残存価値)約9.82億円を計上している。このうち継続した場合の「既投資の残存価値」と、中止した場合の「中止した場合に売却可能な資産価値」と「既投資の残存価値」は、どちらも買収済みの用地の価値であるため相殺される。
継続した場合の費用は、「継続した場合の追加費用」(公園の追加開設を行うために発生する費用)として約55.62億円、中止した場合の費用は、中止した場合に必要な撤去費や現状復旧費として約7.66億円を計上している。
これらを計算すると、便益は約49.32億円、費用は約47.96億、費用便益比は1.03となった。
評価調書にもその旨追記した。また、評価調書の「変動要因の分析」に、「費用対効果算出マニュアルの改訂(平成25年10月)による算出式・パラメータの変更」、「緑地面積の増加により便益が増加」、「広地面積の減少により便益が減少」の下線部を追記した。
 - B/C=1.03であり、極めて1に近くなっているのに、本当にそのような数字になるのかと思うが、継続した場合の追加便益が高いということか。
⇒ そのとおり。
 - ◆ 残事業B/Cの算出の根拠が大事なので、追加の説明を求めた。本事業の残事業B/Cは1を超えているが、仮に残事業B/Cが1より小さくても、事業全体のB/Cが1を超えているので、実施しても問題は無い。
 - コスト縮減や代替立案等の可能性の視点があるが、判断の理由として、「事業地周辺は、宅地化の進展により人口が過密化」とあるが、これは効率性の議論ではなく、必要性の議論をしているように見える。もう少し補足説明をしていただきたい。
⇒ 周辺に同じようなオープンスペースを確保できる所がなく、公園以外では緑の効用が発揮される所がないため、代替立案等の可能性として記載した。
 - マニュアルが改訂されたことだが、「環境」と記載されているところに、効用関数法があるが、どのように算定されているのか。トラベルコストは丁寧に説明いただいたと思うが、それ以降はあまり資料でご説明いただけていないと思う。間接的な利用価値は、足し算できるのか。どういう理由で足し算しているのか。
⇒ 間接利用価値の計測は、環境面と防災面で別々の式で算出されている。パラメータの使い方が違うからだと認識している。
⇒ 式が違っていたら、本当に足し算してもいいのか。
⇒ それを合算することになっている。
 - 理屈上はロジックモデルを用いられていると思う。便益の算出に当たっては、ログサム関数を用いて効用値を与えて集計し、それを金銭換算して求められていると思うが、対象公園がある場合とない場合についての環境や防災の効果はこの資料ではわからない。費用便益比のファイルを見ても、環境も防災も一覽で記載しているが、貨幣評価したものの結果だけを記載しているのか。
⇒ そのとおり。
⇒ この方法であれば、競合公園70公園とそれに久宝寺緑地を加えた71公園との差が、環境・防災の効果として出てこなければいけない。
⇒ 差し引きの結果だけを表に記載している。
 - そうすると、便益はすごく小さくなると思うが、これだけたくさん効果が出るのか。トラベルコストとは、市場で取引しない代わりに、公園を利用する時に時間やお金を使って行くことに対する対価として、その公園の利用価値を計ることである。しかし、環境や防災は、それほど普段から使わないので、今回のように計り方を考えられたと思うが、もう少し丁寧に説明いただきたい。
 - 環境価値は、マニュアルが変わったことにより急に3倍になっているが、世帯の増加は10%もない。近さとか要因は他にもいろいろあると思うが、違和感があるので、もう少し説明をしていただきたい。このマニュアルの計算の仕方であれば、それなりの大きさの公園の整備が残っているので、供用することにより発生する防災面や環境面の効果は、少なくともあるはずである。その部分が相対的に小さいということか。
⇒ 残り9.7haの利用価値、環境価値、防災価値をそれぞれ数値でみると、全部整備した時のほうが上がっているが、利用価値の伸び率が最も低くなっている。
⇒ それについても詳しくご説明いただくと、先ほどのご質問に関連して、わかりやすくなると思う。
⇒ 間接利用価値は、効用関数法を用いて、公園整備を行った場合と行わなかった場合の検討対象となる48市区町内における個々の世帯の満足度の差に、世帯数を乗じて算出する。
前回評価時の間接利用価値は約396億円、今回は約555億円となっており、間接利用価値を環境価値と防災価値に分けると、環境価値が前回より約280%増えている。
環境価値の便益額が増加した要因は、以下の通り。
① 前回評価時からマニュアルが改訂され、前は、間接利用価値のうち、環境価値を単独で計算していたが、今回は、全体の間接利用価値に、環境価値と防災価値の比率を掛けて算出することになった。
② 緑地面積が5.8ha増えたことにより環境価値が増加し、広地面積が1.8ha減ったことにより防災価値が減少した。
③ パラメータが変更されたことにより、同じ面積の増減でも、環境価値のほうが面積の影響を受けやすくなり、防災価値と環境価値の割合が大幅に変更した。
防災価値:環境価値 = (前回)81:19 ⇒ (今回)62:38

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下端()は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見①

【視点1:事業の必要性】

- ・ 久宝寺緑地は、大阪四大緑地の一つとして計画され、大阪府公園基本構想においては、「健康と生きがいを支える公園」と位置づけ、東部大阪地域に比較的少ないプールや野球場、陸上競技場など府民だれもが利用できるスポーツ施設を中心に、樹林地、芝生広場、児童遊戯場などのレクリエーション施設も備えた広域公園として府域の骨格をなす重要な役割を果たす。
- ・ 八尾市地域防災計画に位置づけられている広域避難場所機能として約2.6ha、大阪府地域防災計画に位置づけられている後方支援活動拠点機能として約3.0haが不足していることから、早期に未整備区域を整備する必要がある。
- ・ 以上のことから、必要性については変化がないことから、継続する。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業認可区域の用地買収は、約67%進捗している。予算状況に応じて買収を進めており、買収済エリアから順次工事に着手する予定である。
- ・ 事業認可区域を除く未着手区域3.7haについては、平成24年3月に策定した「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性、実現性を総合的に評価した結果、存在効果、利用効果、媒体効果、都市計画上等あらゆる観点から高い評価であったため、事業認可区域の整備完了後すみやかに事業着手し平成36年度の完成を目標に引き続き整備していく予定である。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 残事業費の約76%が用地費であり、工事費については造成工事、植栽工事、排水や電気、水道などの施設工事など、公園事業として必要な基盤となる工事であるため、コスト縮減の余地はない。
- ・ 自然とふれあえる緑豊かなオープンスペースとしてのみならず、広域避難場所や後方支援活動拠点として、安全かつ十分な広さを確保できる場所は他にないことから、代替案立案の余地がない。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 自然とふれあえる緑豊かなオープンスペースとしてのみならず、広域避難地・後方支援活動拠点としての必要性については変化がなく、早期に未整備区域を整備する必要がある。
- ・ 事業認可区域を除く未着手区域3.7haについても、「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性、実現性を総合的に評価した結果、存在効果、利用効果、媒体効果、都市計画上等あらゆる観点から必要性が高い評価であったため、事業認可区域の整備後引き続き整備していく予定である。
- ・ 以上のことから、事業を継続する。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見③

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- この公園は、大阪府の大規模公園の見直しにより、どのように位置づけられているか。評価項目と結果等も含めて説明してほしい。
- ⇒ 「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」は、平成23年度に都市計画審議会常務委員会で策定し、府営公園11箇所を対象に、見直し方針を検討することとなっていた。現在、3公園は一部廃止することとし、都市計画審議会に諮り手続きを終えている。久宝寺緑地は、全域整備する方針を決定し、残る7公園は見直し方針を検討中である。
- 見直しに際しては、事業未着手区域のうち、建築制限がかかっている民有地を対象区域としている。まず、公園緑地としての必要性について評価し、必要性が低ければ廃止し、高ければ都市計画公園緑地以外の方法で、公園緑地機能の代替性が有るか無いかを確認する。代替性が有る場合は、都市公園緑地としては廃止し代替手法を活用することになる。代替性がない場合は、公園緑地機能としての実現性について評価し、実現性が高ければ整備、実現性が低ければ整備をいったん保留することとしている。
- 必要性、代替性、実現性についての評価項目は以下の通り。
- 必要性についての評価内容は、存在効果、利用効果、媒体効果の3つの効果を比較したものに、都市計画上の確認を行うことになっている。存在効果は、さらに防災、環境、景観、3つのカテゴリに分けられ、例えば、存在効果に当たる防災は、広域避難する面積が充足しているかどうか、環境は、みどりの風促進区域とのつながりの有無、熱環境上の位置づけなどについて評価している。利用効果については、憩いや癒し効果の有無、利用目的に対応した施設かどうかなど、公園の必要性について評価している。都市計画上の確認は、具体的には、都市計画から外れたときに、市街地のスプロール化が進んでいく恐れがないか、その他の上位計画との関連はどのようになるか、といったことを確認している。
- 代替性については、都市計画公園・緑地以外の規制的手法、例えば緑地保全地域や市民緑地・風致地区など、すでに規制されていて、都市計画公園がなくなったとしても、みどりの必要性のある場が代替できることを確認している。
- 実現性については、買収の難易度、コスト面、整備の優先度から、評価している。
- 久宝寺緑地については、公園緑地の必要性は高く、代替性はなく、実現性も高いため、整備という方針を打ち出している。
- 「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」を受けて、全ての都市計画公園・緑地(府営公園)について、精査しているのか。
- ⇒ 府営公園は18公園あるが、見直しの対象区域は、事業未着手区域のうち、建築制限がかかっている民有地となっているため、対象となる区域がなかったり、既にほぼ開設している公園もあることから、見直しの対象となるのは、18公園中11公園である。
- 11公園全てについて評価した結果、今回は久宝寺緑地を審議に諮っているということか。
- ⇒ 11公園のうち、石川河川公園、枚岡公園、二色の浜公園、久宝寺緑地は、見直し方針が確定し、久宝寺緑地以外の3公園は、「一部廃止」として、既に都市計画審議会で手続きが完了している。なお、残りの7公園については、見直し方針の確定に向けて、調整中である。
- 久宝寺緑地の対象区域は、都市計画審議会でも、整備すると決定されたのか。
- ⇒ そのとおり。(昭和16年に都市計画決定され、今回見直しについて検討した結果、全て整備する方針を決定したため、改めて都市計画審議会に諮っていない。)
- 誘致圏内の市区町の抽出と競合公園の抽出として、利用者アンケート結果より、誘致圏半径を15kmとしたとあるが、これはいつ、どういう形でアンケートをしたのか。
- ⇒ 平成19年に、来園されている方に、居住地、利用目的等の利用実態のアンケートを実施し、その居住地のデータから圏域を設定した。
- 利用者の80%以上とは、どういう意味か。
- ⇒ アンケートを回収したうち、80%以上が半径15km圏内から来られていたため、久宝寺緑地に来られる方は、80%以上の方がその圏域から来られていると考えた。
- 直接利用価値の算出として需要関数があるが、これと先ほどの居住地とどう関係するのか。
- ⇒ 久宝寺緑地が、それぞれの市区町から遠いのか近いのか、子どもが多い市区町なのかによって需要が変わるので、市区町のデータや距離等のデータを入れて、需要曲線を導き出して価値を算出している。
- そのとおりだが、最初に公園別利用選択率とあるので、堺市の人口が160万人でも、この公園の選択率が0.1%であれば、0.1%分の人口しか来ないことになる。需要関数にはそういう形でしか反映されないということである。先ほどの71公園のうち、久宝寺緑地が何%占める公園かという、世帯タイプにより選択率は違うかもしれない。比較的複雑な計算をして、非常に詳細な検討を要求しているのだから、このやり方は考えられ得る中では一番よい方法の一つだと思うが、わかりにくい。魅力値は、どのように算出したのか。
- ⇒ 公園ごとの魅力値の算出の例として記載しているが、71公園について、テニスコートや広場等、その公園が持っている施設全てについて調査する。施設規模、面積等のデータを全て集め、それらのデータに、マニュアルにより施設ごとに設定されている利用者原単位を掛け、設定されている1日の稼働時間を掛け、最終的に人数という形で利用者容量が算出される。この利用者容量を魅力値として算出している。例えばテニスコートが10面あり、1日8時間の利用だと、10×4×8=320の利用者容量が算出される。同様に広場、プール、体育館等施設ごとに計算し、公園全体の利用者容量を算出し、それを魅力値とした。
- 堺市が政令指定都市になったので数値が変わると言っていたが、それはどういうことか。
- ⇒ 数字の算出は、行政の市区町単位になっており、市役所や区役所の所在地が誘致圏内にあれば、その市・区全域の人口が対象となる。堺市は前回、政令指定都市ではなく、市役所の所在地が誘致圏内であったため、市全域の人口が対象となっていたが、今回は、政令指定都市となり、区役所の所在地が誘致圏から外れた区がいくつかあったため、対象となる人口が減った。
- 事業認可取得済みの6.0haについての用地取得率は、49%か。
- ⇒ 用地買収状況としては、事業認可区域で67%である。
- ⇒ では、3分の1ぐらいは未買収である。事業認可区域外の3.7haは未買収か。
- ⇒ ごく一部だけ取得済みであるが、ほぼ全域未買収といってよい。
- 今残っているエリアでは、半分ぐらいは未買収ということか。
- ⇒ 事業費ベースでみると、そのぐらいの数値になると思う。
- 現況の土地利用は何か。
- ⇒ ほとんどが田畑であるが、一部接道している部分などには建築可能な施設もあり、民家等が建っている所もある。
- 用地買収の交渉は、うまくいくと判断されているのか。
- ⇒ はい。大阪府の予算上の問題で、少し事業スピードが落ちているが、緊急性の高い事業であると認識しており、予算を確保して投資をし、早急に買収したい。
- 今から10年後までに用地買収が全て終わり、整備できるのか。
- ⇒ そのように考えている。

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- 開設済区域についての防災公園としての位置付けはわかるが、今後整備される区域についての位置付けはないのか。
- ⇒ 開設済区域と同じように、避難広場、消防隊や自衛隊の駐屯地として考えている。面積は、避難場所として2.6ha、後方支援活動拠点として3ha不足しており、主に北側が避難区域、南側は自衛隊や消防の駐屯地として計画している。
- 想定避難者数が19万人とあるが、災害が起きた時には、ここに19万人収容できるということか、算出の仕方を教えてほしい。また、平成16年度の意見具申で、歴史的町並みの保全についての記載があるが、何らかの進捗があるか。
- ⇒ 想定避難者数は、阪神淡路大震災の時に皆さんが歩行して逃げた距離がだいたい2kmというデータがあり、それを基に防災公園の避難圏域の設定をしている。久宝寺緑地の区域の境界から2km圏内に19万人の方が居住されており、昼間人口、夜間人口、他に逃げる所があるのか等を加味して設定しており、公園の区域全域が被災した際には、19万人の方が逃げて来られる可能性があると考えている。また、1人あたりの面積は、大震災の記録から、1人あたり最低1㎡は確保、できれば2㎡確保しようとしている。大阪は非常に過密であるため、1㎡を目標に整備を進めており、実際は19万3千人ほど居住されているため、必要面積は19.3haになる。一般の方が避難できるのは、現在16.7haであり、16万7千人分のスペースが確保できているが、2万6千人分ほど不足している。
- 歴史的町並みの保全については、本事業の整備にあたり、久宝寺緑地の利用状況や、周辺地域の持っている魅力、周辺地域の課題等を把握することを目的に、利用者、公園のボランティア、周辺にお住まいの方、企業、周辺で活動をされる市民団体等にヒアリングを進めている。その後、ワークショップのような形式で、公園の整備、公園の使われ方、求められるものが何かあるか等について意見交換をし、工事着手していきたい。
- 歴史的町並みについては、残事業部分がまさに課題になってくるということか。
- ⇒ 今回ご審議いただいているのは、主に東側の事業認可区域を対象としているので、久宝寺寺内町の住民の皆さんの家のすぐ隣にある、最初の入り口の部分になる整備エリアについて、ご意見をいただいている。
- 平成16年度の意見具申で、歴史的町並みが保全されている久宝寺寺内町など周辺環境との連携や整合性に十分配慮した施設内容となるよう求めるとあるが、周辺環境との連携や整合性とは、デザイン面の話ではないかと思う。歴史的な町並みに合わせて、公園周辺の入り口のデザインや、塀のデザイン等、色合いだけでもデザインが整合するというようなことを、書かれているのではないかと思う。ワークショップがそれにつながることもあるかもしれないが、デザイン上の配慮のことではないかなど読み取れるが、いかがか。
- ⇒ 久宝寺寺内町にお住まいの方にも、ヒアリングの対象とさせていただいており、ワークショップの時には中心のご意見をいただくことになると思う。デザイン面、景観も含め、皆さんのご意見をいただき、東地区の整備を進めたいと考えている。
- 平成16年度の意見具申に記載の「大阪府広域緑地計画」のその後の状況について、説明いただきたい。
- ⇒ 平成21年に、「大阪府広域緑地計画」と「みどりの大阪21推進プラン」を統合し、「みどりの大阪推進計画」が策定されたが、みどりのネットワークの骨格となる「中央環状緑地群」「中環の森づくり」の中核となる施設の1つとしての位置付けは、変わっていない。
- また、平成17年に「広域的支援部隊受入計画」が策定され、広域避難地・後方支援活動拠点としての久宝寺緑地の位置付けはより明確化された。久宝寺緑地は、今後想定される5つの地震のうち、上町断層系地震、有馬高槻構造線地震、中央構造線地震、南海トラフ地震において、集結・駐屯場所の第1候補として位置付けられた。
- 町並みについては、ワークショップ等を実施し、反映してきているということでしょうか。
- ⇒ 現在行っているヒアリングを受け、次にワークショップ等の手法で意見をまとめていこうと考えている。来年から再来年に工事着手を予定しているため、5年後のことより、来年、再来年のことを意見交換させていただいたほうが、より具体的に検討できると思っている。
- 平成16年時点から今まで、全く工事が進んでないのか。
- ⇒ そのとおり。平成16年当時は用地取得がほとんどできておらず、用地買収を順次進めてきた。しかし、この地域は地価が非常に高く、また大阪府の財政状況も検討を要する状況にあり、事業スピードが少し遅くなった。その結果、10年間で用地取得が事業ペースで67%であり、工事着手できていない。
- 開設済区域の工事が終了したのはいつ頃か。
- ⇒ 昭和40年代に終了している。
- その時に一旦でき上がっており、未開設区域は、平成16年度以降ということか。わかりやすく説明いただきたい。
- ⇒ 昭和16年に都市計画決定をし、昭和42年に事業認可後、昭和46年から逐次開設し、昭和51年に現在の38.4haを開設。その後、平成18年に新たに6.0haの事業認可を取得した。
- 八尾市地域防災計画、大阪府地域防災計画について、位置付けられたのはいつか。
- ⇒ 平成9年に、「八尾市地域防災計画」で広域避難場所として、「大阪府地域防災計画」で後方支援活動拠点として位置付けられている。また、平成17年に、大阪府が定めた「広域的支援部隊受入計画」で、集結場所の候補地として位置付けられている。
- 展望広場について、具体的に説明をお願いしたい。
- ⇒ この辺りは久宝寺緑地も含め、ほとんど平らな所にあるため、久宝寺寺内町の展望などを、人間の目線より少し高い所から見える趣向を凝らしてはどうかと考えており、少し地盤を盛り、景色が見える施設をつくらうと考えている。
- この6haの中には、特に施設はないのか。
- ⇒ 展望台をつくる等、土と木をベースにした空間づくりを考えている。
- 親水空間は整備しないのか。
- ⇒ 今のところ、計画はない。
- 「代替案立案等の可能性の視点」の判断の理由で、事業地周辺は、宅地化の進展により人口が過密化とあるが、「周辺」はどのエリアまで指しているのか。この10年間で、JR久宝寺駅に大規模マンションが建ち、この小さいエリアで世帯数が急増したと思うが、この地域も含まれているのか。
- ⇒ 特に何kmであると設定はしておらず、久宝寺緑地の地域の環境を総じて、宅地化の進展や人口の過密化という表現をした。
- どれくらい増加したということで記載しているのではないのか。
- ⇒ 具体的な圏域を設定して人口増加率を出していない。
- これを読むと、具体的な人口増加を踏まえて書いているように読めるので、書くのであればそれなりの裏付けは必要だと思う。
- ⇒ データを確認して記載したものではないため削除し、また、評価調書にも同様の表現があったので、削除した。
- コスト縮減とは、贅沢な計画をやめて、築山(人工的な小高い山)を整備したほうがいいのか、もう少し積極的に位置付けるようなものだと思う。人口が過密化しているから、代替案の立案の余地がないということにはならないと思う。
- ⇒ 贅沢な施設物をつくるご時世ではないと理解しているので、最初からそれほど施設物を配置していない。
- 評価調書の「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点における判定(案)」に、コスト縮減の余地がないことについての記載がないので、確認したい。また、「前回評価時の意見具申(付帯意見)と府の対応」について、追加説明資料に記載はあったが、評価調書には記載しなくてよいのか。
- ⇒ 事業費のほとんどが用地費であり、また、公園の整備は、造成工事や植栽工事であり、施設等を建設する予定はないため、工法の変更による縮減等は考えられず、コスト縮減の余地はない。
- ⇒ 「前回評価時の意見具申(付帯意見)と府の対応」は、特に意見があった場合のみ記載している。
- 「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点における判定(案)」については、記載したほうがわかりやすいと思う。
- ⇒ (以下の通り修正し、評価調書に記載)
『残事業費の約76%が用地費であり、工事費については造成工事、植栽工事、排水や電気、水道などの施設工事など、公園事業として必要な基盤となる工事であるため、コスト縮減の余地はない。』

事業別の審議概要

2. 事前評価対象事業 4件

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	事前評価要件	事業採択予定年度	完成予定年度	事業費	費用便益比
1	事前評価	道路交通安全	イッパンドウコスオオホリセンホウ ウセイシギョウ 一般府道郡戸大堀線 歩道整備事業 〔羽曳野市〕 自転車歩行者道を設置するとともに車道幅員を拡幅することにより、歩行者等の安全と交通の利便性の向上を図る	歩道整備 事業延長:500m 道路幅員:16m 自転車歩行者道両側(幅員3.5m×2)	事業費の予算化を予定している前年度	H27	H33	15.1億円 国:8.3億円 府:6.8億円	交通安全事業における費用便益分析手法は確立されていない

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見②

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- 総持寺停車場線と似ているが、茨木市と違い、府が実施するのはなぜか。
- ⇒ 各市との協議で決定しており、本路線については、市が駅前整備、府が歩道整備を行うこととした。
- それはバリアフリーの計画に書いてあるのか。
- ⇒ 特に書かれていない。
- 事業区間は都市計画道路か。
- ⇒ その通り。
- 都市計画道路の範囲内で、バリアフリー基本構想に則った整備をすることについて、羽曳野市と合意に至っているという理解でよいか。
- ⇒ その通り。
- これまで都市計画道路としては未着工か。
- ⇒ 都市計画事業としては未着工である。
- 事業区間は500mということであるが、地権者はだいたいどのぐらいいるのか。例えば、住宅地であると、移転してもらうまでに非常に時間がかかるが、現状どのようにになっているのか。
- ⇒ 来年から本格的にする予定で、戸数等はまだ把握できていない。
- そうであれば、平成33年はとても楽観的な気がする。今からだいたい10年ぐらいで、500m区間の沿道の地権者に移転してもらって整備するのは、うまくいけばこのぐらいかかるという感じか。
- ⇒ 500mの沿道のほとんどに人家が立地しているので、その期間で用地買収を終えて、歩道を整備するには、目いっぱいかかる期間だろうと思う。十分な期間ではない。
- その点に関して、市の協力はどうか。
- ⇒ この道路の状態自体は昔から変わっていないので、地元からの要望は以前からもあり、地元市も、要望に対する協力、用地買収に対する側面的な協力をすると、一所懸命に動いてくれている。市は駅前をきれいにするので、そこにつながる府道については府でよろしく願いたいと、どちらかと言うと、市が本気になって、地域の要望を受けて動き出してきたということである。
- バリアフリーといった観点だけでなく、ほかの点からのご質問もあつていいと思う。例えば、全面歩道にして車を排除するという考え方もある。それは都市計画道路として、してはいけないと思う。
- ⇒ 車を排除して歩行者・自転車だけを通すのであれば、周辺に国道などの幹線道路が必要である。これだけ人家が密集した所で周辺に南北方向を走行できるまともな道路はないので、この道路を拡げることが最善。
- バリアフリーの観点だけでなく、車道は維持する必要があるということか。
- ⇒ その通り。
- この道路は、駅前広場との接道としてしか考えていないのか。都市計画上もそのように考えられているのか。
- ⇒ 道路はバス路線としても指定されていて、車道は車両がきちんと離合できて、なおかつ歩道も確保することとしており、それ以上には考えていない。
- 遺跡の関係では、特に何の問題もないということか。
- ⇒ 調査は、まだ行ってないので、今のところ確認はできていない。
- 可能性はあるのか。
- ⇒ 確認ができていないので何とも言えない。
- 何か出てきたら、これは休止ということになるのか。
- ⇒ 出てくるものによるかと思う。
- ◆ この審議会では、再評価、再々評価になっている案件が多くあり、その時には、結局当初の見込みと違って、買収が全然できないとか、いろいろな話が出てくるので、皆さん、慎重になられていると思う。
- いずれにしても調査をしてからということになると思う。他の候補より、ここが上がってきた理由を確認したいが、どうしてここになったのか。
- ⇒ 都市計画道路がたくさんある中で、ここを選ばれた理由を説明してほしい。
- ⇒ 本路線は、まず、交通量、歩行者が多く、バリアフリー法に基づく特定道路であることから、重点化路線として位置づけている。その中でも、地元市が関連事業として駅前広場を整備することや用地の取得に側面的に協力していただくなど地域の状況を勘案すると、この事業は優先度が高いと考えているため、今回事業を実施することとしている。
- 優先度がはじめから高かったのはわかるが、決定的なのは、羽曳野市が動いてくれるということか。
- ⇒ それは大きな要因である。
- 「大阪府都市整備中期計画(案)」の中で議論されているリストがあると思う。ただ、年間では新規で1件か2件といった数であると思う。10件ほど出てくることもあるかもしれないが、そのときに、なぜ、たくさん路線がある中で、それを選ばれたかということは、少し補足説明を用意していただいた方がわかりやすい。そのときに、おそらく懸念されるのは、もちろん必要性があるから、もともとリストに載っているか。あとは実行可能性についてどのような見込みをもっているか。これを事業として実施したが、まだ、あと10年20年そのまま放っておくという話ではないということを説明いただきたい。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見①

【上位計画等における位置づけ】

- 大阪府都市整備中期計画(案)(H24.3)
- 「羽曳野市バリアフリー基本構想(恵我ノ荘駅周辺地区)」(H26.3)

【事業を巡る社会経済情勢】

- 当該道路の状況
当該事業区間は、近鉄恵我ノ荘駅へのアクセス道路であるが、現在歩道がないため朝夕は駅へ向かう通勤、通学の利用者が路側部分を交錯しながら通行し危険な状況となっている。また、車道が狭隘でありながら路線バスが通行する路線となっており、路線バスが通行する際には、歩行者や自転車使用者が更に危険な状態となっている。
- 現況交通量(平成22年 道路交通センサス)
自動車交通量 :4,053台/12h
歩行者交通量 :873人/日
自転車交通量 :1,642台/日
動力付き二輪車類 :820台/日
- 交通事故発生状況(当該箇所近傍)
H22～H25 :7件

【定性的分析(安全・安心、活力、快適性等の有効性)】

- ・ 歩車分離を図ることにより、歩行者・自転車等の安全を確保する。
- ・ 誰もが安心して社会参加できる生活空間の形成(バリアフリー化の推進、歩行者交通等の利便性向上)
- ・ 自歩道の整備による、歩行者等の通行利便性の向上

【事業段階ごとの進捗予定と効果】

- ・ 平成27年度 :測量、設計
- ・ 平成28～32年度 :用地買収
- ・ 平成32～33年度 :工事

【代替手法との比較検討】

- ・ 本箇所では歩行者等の安全を確保するためには、通行車両と歩行者等を物理的に分離できる自歩道を両側に整備することが最善策である。また、本路線の両側には商店及び銀行等が立地しており歩行者導線からも両側に歩道設置が必要である。

【自然環境等への影響と対策】

- ・ 周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響をあたえることはない。

【対応方針(原案)】⇒ 事業実施

- 本箇所は、近鉄恵我ノ荘駅へのアクセス道路であり、特に朝夕は駅を利用する通勤・通学等の歩行者や自転車利用者が多くにもかかわらず、道路の現況は歩道が無く、危険な状況となっている。そのため、歩行者、自転車利用者が安全に通行するには、車道と物理的に分離した歩道整備が必要であり、羽曳野市の事業に対する協力など、円滑な事業進捗が見込まれる環境が整ったことから、「事業実施」とする。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見③

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- 事業実施自体に異論はないが、事前評価なので、事前に合理的な根拠等を調査によって明らかにすることはできないのかと思う。事業を、実際に決定して実施する段階にならないと調査費がつかないということになると、事前評価というのは何のために行うのかということになると思う。事前評価であるから、他にいろんな事業がある中で、これを優先して取り扱うという、合理的な根拠、数字的なものでもいいし、府の方針でもいいし、そういうものがあって決定というのが筋道かと思う。調べていないのでわからないというのは、事前評価の前提を欠いていると思うかがか。
- 多分、担当部局としては、優先順位の要件を満たしているので、この事業評価に諮りたい。少なくとも、府と市の間でその相談ができていて、実効性が高いといったことを主張されたいと思う。
- 数値等で説明することができない場合には、府の方針や、こういう理由で優先順位を決めているというような説明は、この交通安全事業にはないのか。
- この事業は、対象路線500kmの中の重点化区間50kmの中に入っているということだと思ふ。
- いずれにしても、調査費だけを別途、先につけるということもできないのか。金額はものにもよると思うが。
- ⇒ 事業を実施することを決めるまでには、可能な限り、現地調査をし、当然、何年間もかけて行っている状況で、大きく費用をかけて家屋調査をするようなことはないが、地域の調査は行っている。
- ⇒ 優先順位の決め方については、他の事業では、箇所がリストに載っていて、この中からどの事業を整備するというイメージがあるかもしれないが、交通安全事業では、箇所、区間、路線はリストにはなっていない。
- 当面10ヶ年における歩道整備の考え方では、対象路線500kmの未整備区間を、「重点化区間」150kmに絞込み、さらにその内50kmを「優先度の高い区間(概ね10年間で整備するもの)」に絞り込んでいる。50kmの選定にあたっては、交通量の定量的な評価や関連事業、地域状況を勘案して決めている。本事業をあてはめると、以下の通り。交通量の定量的評価については、日当たりの歩行者数が873人、朝のピーク時が時間当たり153人となっている。自転車については日当たり1,642台となっており、ピーク時の朝7時台は220台となっている。歩道がないにもかかわらず、歩行者、自転車が多い箇所である。参考として、国土交通省の設計便覧では、歩行者は500～600人/日、自転車は500～600台/日が交通量の多い目安とされている。関連事業としては、市による駅前広場整備が予定されており、地域状況としては、事業完了後は羽曳野市へ道路管理を移管する予定であり、市による用地買収時の協力も得られることとなっている。以上のことから、本事業を優先整備区間として選定した。
- 通常なら、道路交通の走行経費の縮減や走行時間の短縮などの便益についての話をするが、交通安全事業ではそれが見込めないから、便益を出していないということである。この事業が効率的なのかどうかかわからない。ただ、見せてもらった感じでは、経費としてはそれほど大きくない。効果はありそうな所である。という見込みの話だと思ふ。他の交通安全事業に比べて、効率性が著しく劣っていないことを主張できる、何か根拠はあるか。
今まで実施してきた他の事業でも、これぐらい経費をかけてうまくやってきているので、それに比べて、この事業が高いわけでもない。あるいは、効果がそれなりにあると考えてよい。費用便益のマニュアルにないからといって、何もいわずにいいかという少し気になる。例えば、達成する効果はお金だけではない。事故の数が減るとか、過去にこれだけの事故が起きた実績のある所を減らそうと思った。それでもいい。著しくコストが高すぎる話でないことを主張していただければいいと思う。
- ⇒ 類似事業として、完了済の「枚方茨木線」及び事業中の「深野南寺方大阪線」と比較を行った。評価対象の「郡大堀線」及び「枚方茨木線」は「駅へのアクセス道路」という位置づけ。「深野南寺方大阪線」は、「通学路指定」の位置づけになっている。3路線とも整備前は歩道が無い道路。交通量は、自動車は評価対象路線より他の2路線の方が多いが、歩行者・自転車については評価対象路線が多くなっている。事業費については、地域によって用地の価格差はあるが、道路を拡張する規模からみても、3路線ともあまり違いはない。なお、事業を完了している枚方茨木線の事故数は、5か年で35件が、事業後の計測3か年で6件と、事故数が減っている。一定の事業効果が発揮されたと思う。
- ◆ 類似事業との比較では、用地費はともかく、工事費についてはほぼ同様の水準であり、突出しているものではないということが理解できる。道路改良事業なら、交通安全に資する便益が算出できるのに、交通安全事業では便益を出さないのかという疑問はある。府民の方から見ると「どのぐらいの効果があるのか」ということは説明があった方がいいと思う。定性的にでもいいが、何か工夫された方がいいと思う。
- なぜ、類似事業より自動車交通量が少ないのに、道路幅員が広いのか。
- ⇒ 法定の自転車レーンではないが、路側部分に自転車が通行できるようスペースを色分けして設けるため、幅員が広がっている。
- 自転車走行可の歩道ではないのか。
- ⇒ 自転車走行可能な道路だが、原則自転車は車道走行なので、車道においても一定の取組みを行うということ。
- 自転車がが多いというのだが、市は自転車の駐輪場整備等行う予定なのか。
- ⇒ 既に、市と民間の駐輪場があり、違法駐輪があふれかえっている状況ではないと聞いている。
- 今後の事業進捗の遅れにつながりそうなのがあるのか。
- ⇒ 現在、規格の変更は考えていない。
- 必要があれば見直すことはあり得るのか。
- ⇒ 将来、羽曳野市へ管理移管も検討しているので、今後、協議が必要であるため、可能性はある。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見④

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

- 今回の事業延長500mのその先の道路はできているのか。
- ⇒ できている。
- 今の500mの道路は、どのような規格の道路に取りついているのか。
- ⇒ 両側歩道の対面1車の2車線道路である。この事業中の部分についても同じように、両側に歩道があり、車道がある構造になっている。
- 幅員は16mか。
- ⇒ その通り。
- 東西方向の市道はほぼ同じ規格でクロスするということか。
- ⇒ その通り。
- 南北方向は府道か。
- ⇒ その通り。
- 今回の区間以外の市道に接続する部分は整備済みか。
- ⇒ その通り。もともと現道があり、そこを拡張した。
- 府民感情では、道路改良事業と歩道整備事業がどう違うのかよくわからない。なぜ今回は交通安全事業なのか。道路改良事業だと、評価も違ってくるので、もう少し違う資料が出てくると思う。なぜ、同じような事業が違った評価をされるのかわかりにくいので、できれば、こういう意味で適切なので、こちらの事業形式を取りたい。だから、こういう評価の仕方をするとしていただければ大変ありがたい。
- ⇒ 「道路改良事業」と「交通安全事業」の違いについて、一般的には、「道路交通安全事業」は、歩行者、自転車利用者など、道路の安全な通行を確保するために行う事業で、「道路改良事業」はバイパス整備や道路の拡張などにより自動車交通の円滑化を確保し、幹線道路ネットワークの機能強化を図る事業である。本事業区間は、駅や沿道施設等を利用する歩行者、自転車利用者等が多く、道路の安全な通行を確保するため「道路交通安全事業」として実施することが適切であると考えている。
- 対応方針(原案)には、目的のようなことがたくさん書いてあるが、そこに実行可能性だとか、こういう理由で実施するということを追加いただければいいと思う。それで「可」としていいと思う。
- ⇒ 必要性や進捗見込みの観点からの記載に修正させていただいた。修正内容は以下の通り。
『そのため、歩行者、自転車利用者が安全に通行するには、車道と物理的に分離した歩道整備が必要であり、羽曳野市の事業に対する協力など、円滑な事業進捗が見込まれる環境が整ったことから、「事業実施」とする。』

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	事前評価要件	事業採択予定年度	完成予定年度	事業費	費用便益比
2	事前評価	施設整備	<p>オオサカフリスイタヒガシコウトウカッコウコウシャウトウカイチキギョウ 大阪府立吹田東高等学校校舎棟改築事業〔吹田市〕</p> <p>現校舎は昭和49年の建築で老朽化が著しく、現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たしていないため、建替えを行うことにより耐震化を図る。</p>	<p>構造:鉄筋コンクリート造4階建 面積:約10,153㎡ 室数: 管理室25室(職員室、事務室等) 普通教室27室(ホームルーム、展開教室) 特別教室27室(実験室、図書室等) その他(下足室、トイレ、倉庫等)</p>	実施設計の予算化を予定している前年度	H27	H31	47億円 府:47億円	府立高等学校の建替えに係る投資効果を分析する手法は確立されていない
3	事前評価	施設整備	<p>オオサカフリスエイシヨウコウトウカッコウコウシャウトウカイチキギョウ 大阪府立成城東高等学校校舎棟改築事業〔大阪市城東区〕</p> <p>現校舎は昭和35年の建築で老朽化が著しく、現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たしていないため、建替えを行うことにより耐震化を図る。</p>	<p>構造:鉄筋コンクリート造3階建 面積:修正中 (現校舎と同規模以下を想定)</p> <p>【現校舎】 面積:4,855㎡ 室数:管理室(職員室、準備室等17室) 普通教室(展開教室4室) 特別教室(実験室、図書室等27室) その他(トイレ、倉庫等)</p>	実施設計の予算化を予定している前年度	H27	H29	修正中	府立高等学校の建替えに係る投資効果を分析する手法は確立されていない

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見②

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

以下、作成中

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見①

【上位計画等における位置づけ】

○ 府有建築物耐震化実施方針(H19.3)

【事業を巡る社会情勢】

- ・ 平成23年の東日本大震災の発生を受け、文科省は平成27年度までのできるだけ早い時期に学校施設の耐震化を完了することを目標としており、耐震性の確保されていない学校施設についても、一刻も早くその全てが耐震化されるよう、地方公共団体に対しての要請がある。
- ・ 吹田東高等学校の現校舎は鉄骨造で築40年を経過しており、老朽化が激しい。また梁に耐火被覆としてアスベスト含有吹付材が使用されており、平成17年度に囲い込み対策を行っているものの、その後、除去工事等は行っておらず、今後、地震発生時に建物の倒壊だけでなく、囲い込んでいるアスベストが露出し、近隣に飛散する恐れもあることから、これも早急に除去する必要がある。
- ・ 以前は築60年を目前に老朽改築事業を実施しており、平成17年度までは戦前に建てられた府立学校校舎の建替を行ってきたが、平成18年度以降は耐震化に優先的に取り組んできたため、建替を行っておらず、府立学校の約7割が築30年以上を経過し、築50年以上を経過した学校も19校あるなど老朽化が著しい。今後はこれらの学校の改築、校舎の内部改修等による長寿命化が課題であり、耐震化が完了した後、校舎の老朽化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・ 同校は、平成25年度に創立40周年を迎え、地域に根付いており、平成26年度入試でも志願率が前期(3.9倍)、後期(1.4倍)と高くなっている。

【定性的分析(安全・安心、活力、快適性等の有効性)】

- ・ 老朽化した校舎を建替えることで、生徒の学習環境が改善され、安全・安心を確保することができる。

【事業段階ごとの進捗予定と効果】

- ・ 平成26年度：旧校舎(アスベスト除去基本・実施設計)、新校舎(基本計画作成)
- ・ 平成27年度：旧校舎(アスベスト部分除去工事・旧校舎撤去実施設計)、新校舎(基本設計・実施設計)
- ・ 平成28年度：旧校舎(撤去工事)、新校舎(建築工事)
- ・ 平成29年度：新校舎(建築工事)

【代替手法との比較検討】

- ・ 校舎を改築する場合(A案)と耐震・大規模改修する場合(B案)のコスト比較(A案)の改築後と(B案)の耐震・大規模改修後の30年後に改築後、いずれも未来永劫校舎を存続させると仮定し、それぞれ現在価値に換算して比較を行ったところ、改修する場合(68億円)よりも改築する場合(60億円)の方が安価となる。

【自然環境等への影響と対策】

- ・ 新校舎の建設予定地は、現校舎と同じ位置であるため、自然環境に与える影響はほとんどない。建設段階において、省エネルギー、省資源、リサイクル、廃棄物の適正処理等について、また、維持管理面において、低環境負荷型の施設が実現できるよう、基本計画の中で検討していく。

【対応方針(原案)】⇒事業実施

① 学校として必要である

- ・ 「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」において、平成30年度までの5年間で募集停止を行う7校の中には、吹田東高校は含まない。
- ・ 本校は周辺地域からの通学生が多く、入学希望者数が多い状況については将来的にも続くと思込まれる。

② 耐震改修の実施が困難である。

- ・ 耐震補強に必要な箇所が非常に多く、アスベスト含有吹付材の除去範囲も広いため、改築並みの大規模な改修工事になる。
- ・ 教室等の内側にも耐震プレースを設置することで、工事後の学習環境の悪化につながるおそれがある。
- ・ 大規模な工事となるため、改修であっても仮設校舎が必要になる。

③ 長寿命化(大規模改修)の実施が困難である。

- ・ 耐震改修と併せて長寿命化を図るための設備等の大規模な改修を行う場合、②のとおり、改築並みの大規模な工事になる。
- ・ 長寿命化を図っても30年後には改築することになり、再度、仮設校舎をリースする必要が生じ、高額なリース料が発生する。

○ 以上のことを勘案し、今回、建替えることが最善であると考える。

【上位計画等における位置づけ】

○ 府有建築物耐震化実施方針(H19.3)

【事業を巡る社会情勢】

- ・ 平成23年の東日本大震災の発生を受け、文部科学省は平成27年度までのできるだけ早い時期に学校施設の耐震化を完了することを目標としており、耐震性が確保されていない学校施設についても、一刻も早くその全てが耐震化されるよう、地方公共団体に対しての要請がある。
- ・ 成城高等学校の現校舎は鉄筋コンクリート造で築54年を経過しており、老朽化が激しい。以前は築60年を目前に老朽改築事業を実施しており、平成17年度までは、戦前に建てられた府立学校校舎の建替を行ってきたが、平成18年度以降は耐震化に優先的に取り組んできたため、建替を行っておらず、府立学校の約7割が築30年以上を経過し、築50年以上を経過した学校も19校あるなど老朽化が著しい。今後はこれらの学校の改築、校舎の内部改修等による長寿命化が課題であり、耐震化が完了した後、校舎の老朽化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・ 同校の前身は、工業高校であり、平成17年4月より多部制単位制総合学科として改編され8年を経過するが、平成26年度入試でも志願率が前期(2.6倍)後期(1.5倍)と高くなっている。

【定性的分析(安全・安心、活力、快適性等の有効性)】

- ・ 老朽化した校舎を建替えることで、生徒の学習環境が改善され、安全・安心を確保することができる。

【事業段階ごとの進捗予定と効果】

- ・ 平成26年度：旧校舎(アスベスト除去基本・実施設計)、新校舎(基本計画作成)
- ・ 平成27年度：旧校舎(アスベスト部分除去工事・旧校舎撤去実施設計)、新校舎(基本設計・実施設計)
- ・ 平成28年度：旧校舎(撤去工事)、新校舎(建築工事)
- ・ 平成29年度：新校舎(建築工事)

【代替手法との比較検討】

・ 修正中

【自然環境等への影響と対策】

- ・ 新校舎の建設予定地は、現校舎と同じ位置であるため、自然環境に与える影響はほとんどない。建設段階において、省エネルギー、省資源、リサイクル、廃棄物の適正処理等について、また、維持管理面において、低環境負荷型の施設が実現できるよう、基本計画の中で検討していく。

【対応方針(原案)】⇒事業実施

○ 修正中

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見③

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

以下、作成中

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比
4	事前評価	施設整備	<p>ダイニホウメンキドウケイライタイチョウシャセイジキョウ(オオサカフヨトカワケイサツショヘツカンチョウシャタテカエジキョウ)</p> <p>第二方面機動警ら隊庁舎整備事業(大阪府淀川警察署別館庁舎建替事業) 〔大阪市淀川区〕</p> <p>淀川警察署及び第二方面機動警ら隊の庁舎の狭隘化が著しいことや、別館庁舎がコンクリートの強度不足で耐震改修できないことから、新庁舎を整備する。</p>	<p>構造:鉄筋コンクリート造 地上6階建</p> <p>面積:約2,500㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二方面機動警ら隊執務室 約1,900㎡ ・淀川警察署執務室 約600㎡ 	実施設計の予算化を予定している前年度	H27	H30	10.7億円 国:1.8億円 府:8.9億円	警察庁舎整備(建替)事業に係る投資効果を分析する手法は確立されていない。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見②

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

以下、作成中

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【上位計画等における位置づけ】

○ 府有建築物耐震化実施方針(H19.3)

※警察施設の整備について

犯罪発生件数の増加等に伴う、警察官の増員、証拠品の増加及び車両・装備資機材の増強等の理由により、多くの警察署で著しい狭隘化が進行している。加えて、老朽化も進行していることから、狭隘化及び老朽化等を総合的に判断して、計画的に建替え等整備を推進している。

【事業を巡る社会情勢】

- ・ 複雑多様化する警察事象に対応するため、警察官の定員も年々増加されており、それに伴い、警察施設の狭隘化も進んでいる。
- ・ また、阪神大震災の教訓をもとに、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、その後、更なる大震災発生への切迫性が指摘される中、平成18年に同法が改正された。同実施方針における耐震化の目標は、平成27年度までの10年間に、府有建築物全体の耐震化率を90%以上にすることである。ただし、本庁舎のような災害時に重要な機能を果たす建築物については100%となっている。

【定性的分析(安全・安心、活力、快適性等の有効性)】

- ・ 耐震性能の向上による庁舎の安全性確保
- ・ 執務室の狭隘化解消による来庁者の利便性の向上及び職員の勤務環境の改善

【事業段階ごとの進捗予定と効果】

- ・ 平成26年度 : 基本計画
- ・ 平成27～28年度: 基本設計及び実施設計、撤去工事
- ・ 平成28～30年度: 本体工事

【代替手法との比較検討】

- ・ 淀川警察署別館庁舎は平成11年に実施した耐震診断の結果、コンクリートの強度不足(構造躯体が脆く、補強工事に際しての接合筋の打ち込みが不可能)とされ、耐震改修が出来ないことから、淀川警察署の敷地内に第二方面機動警ら隊庁舎と淀川警察署執務室としての機能を複合した新庁舎を整備することが最も効率的である。

【自然環境等への影響と対策】

- ・ 省エネルギー型機器や断熱性の高い部材の使用、居室採光の十分な確保等による地球環境保全に努める。

【対応方針(原案)】⇒事業実施

- 昭和44年の本館庁舎建設時から警察署員及び機動警ら隊員を大幅に増員してきたことにより、庁舎の狭隘化が著しいことや、別館庁舎がコンクリートの強度不足で耐震改修できないことから、新庁舎を整備する必要がある。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見③

【主な質疑応答及び意見】(「○」委員の質問等、「⇒」部局の応答、「◆」委員意見を示す。)

以下、作成中

平成 26 年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
平成 26 年 5 月 16 日	第 2 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 26 年 5 月 30 日	第 3 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 26 年 6 月 20 日	第 4 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 26 年 6 月 27 日	第 5 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 26 年 7 月 25 日	第 6 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 26 年 9 月 4 日	第 7 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 26 年 11 月 21 日	第 8 回 個別事業審議 意見具申（素案）の審議
平成 26 年 12 月 5 日	第 9 回 個別事業審議 意見具申（案）の審議
平成 26 年 12 月 19 日 （予定）	第 10 回 予備日

平成 26 年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

- うえおか のりこ
上岡 典子 (有) ULAN 環境工房 代表
- うすだ ともこ
碓田 智子 大阪教育大学教育学部 教授
- おおはま
大濱 しのぶ 関西学院大学法学部 教授
- たたの ひろかず
◎ 多々納 裕一 京都大学防災研究所 教授
- なじま かずひさ
南島 和久 神戸学院大学法学部 准教授
- みずたに じゅん
○ 水谷 淳 神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
- むらかみ あきら
村上 章 京都大学大学院農学研究科 教授

(敬称略・50音順) ◎：会長 ○：会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro/index.html>)
また、府政情報センター、事務局（行政改革課）に備え付けています。